

第4次 鞍手町行財政改革 集中改革プラン (案)

平成 年 月 日

目 次

	頁
第 1 章 第 4 次行財政改革の必要性	1
1 . これまでの行政改革の取組み	
2 . 地方財政の危機的状況と鞍手町の現状	
3 . 地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針	
4 . 第 4 次行財政改革の必要性	
第 2 章 第 4 次行財政改革の 4 基本方針と 2 2 基本目標	3
《基本方針 1》	
行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立	
【基本目標 1】収納率の向上	
【基本目標 2】公平、公正な受益者負担	
【基本目標 3】財源確保	
【基本目標 4】各種補助金の見直し	
【基本目標 5】人件費の見直し	
【基本目標 6】公共事業等の見直し	
【基本目標 7】経常経費、投資的経費の見直し	
《基本方針 2》	
透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	4
【基本目標 8】事務事業の見直し	
【基本目標 9】行政評価の定着	
【基本目標 10】行政サービスの向上	
【基本目標 11】情報の公開と共有	
【基本目標 12】住民参画の推進	
【基本目標 13】住民と行政との協働	
《基本方針 3》	
地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進	5
【基本目標 14】柔軟な組織の編成	
【基本目標 15】職員配置の適正化	
【基本目標 16】附属機関の見直し	
【基本目標 17】人材育成の推進	
【基本目標 18】人事交流等の推進	
《基本方針 4》	
民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	6
【基本目標 19】施設の改善	
【基本目標 20】施設の管理	
【基本目標 21】民間委託等の推進	
【基本目標 22】統合、廃止及び用途の見直し	

第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間
2. 集中改革プランに基づく取組み
 - (1) PLAN (計画)
 - (2) DO (実施)
 - (3) CHECK (評価点検)
 - (4) ACTION (見直し)
3. 推進体制
4. 進捗状況の報告及び公表

第4章 第4次行財政改革の具体的方策

1. 集中改革プラン (総括表)
2. 集中改革プラン (個票)
 - (1) 実施に関する内容の個票
 - (2) 検討に関する内容の個票
 - (3) 検討期間を設定する場合
実施を前提とするが部分的な内容についての検討に時間を要する場合
実施の是非についての検討に時間を要する場合

様式1 集中改革プラン (総括表)

様式2 集中改革プラン (個票)

第1章 第4次行財政改革の必要性

1. これまでの行政改革の取組み

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間を設けて取り組んできた改革です。

これまでの行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映して一定の成果を上げてきました。

その結果、第3次鞍手町行政改革（以下「第3次改革」という。）の取組みにおいて主なものでは、インターネットなどの有効活用による情報化の推進、町補助金の一部見直し、一部施設への指定管理者制度導入、効果の薄れた一部施設の廃止、組織・機構の見直し、さらには、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果による職員の超過勤務減少や職員数の減員などで効果を引き出しました。しかし一方では、改革の実効性や透明性を確保するための体制上の問題点や新たな課題の発生により、十分な成果を引き出すに至らなかったものもあります。

2. 地方財政の危機的状況と鞍手町の現状

近年、長引く景気の低迷や三位一体の改革による影響などにより、地方財政は危機的な状況に陥っています。この危機的状況を克服するためには、行財政全般に亘る大きな改革が求められます。よって、多くの市町村では「最大の行政改革の手法」と言われる市町村合併に改革効果創出の活路を求め、旧合併特例法（平成17年3月31日失効）のもと、その取組みを加速しました。

鞍手町においても、平成13年度を起点とする第3次行政改革において、さらなる改革に取り組んでいましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による「直鞍合併協議会」を設置し、合併による改革効果の創出に視点を移すこととなりました。

しかし、結果的には、直鞍合併協議会及びその後設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができませんでした。よって、鞍手町では危機的な財政状況を克服するため、「待ったなし」の行財政改革（財政改革を柱とする行政改革）の取組みが緊要な現状です。

3. 地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針

少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。

鞍手町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においても、景気の低迷や国の三位一体改革の影響は大きく、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「総務省指針」という。)を示しました。

この総務省指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表すること」としています。

この集中改革プランの策定とは、「新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと」とされており、住民に分かりやすく改革の経過や結果を公表しながらこれまで以上の成果を上げるよう、「透明性」や「実効性」を確保する手法が強く求められています。

4. 第4次行財政改革の必要性

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みとして必要です。

そのためには、これまでの行政改革の取組みによる成果や課題、その経過、総務省指針に示された内容などを踏まえ、平成17年度を目標年度としていた第3次改革の大綱及び実施計画に基づく取組みを現時点で検証し、新たな課題とともに精査して、さらなる改革に取り組まなければなりません。

このことから、財政問題の解決を柱とする今後の行政改革の取組みを第4次鞍手町行財政改革(以下「第4次改革」という。)として位置付けます。

そして、その取組み内容については、これまでは大綱及び実施計画というかたちで別に策定していたものを一体化し、第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン(以下「集中改革プラン」という。)として、これに基づき透明性及び実効性を確保しながら第4次改革を推進します。

なお、公営企業(水道事業、病院事業及び介護老人保健施設事業)については、集中改革プランの内容と整合性を図りながら、平成17年度中に総務省の要請に基づく中期経営計画を策定し、集中改革プランの公営企業部分とします。

第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標

鞍手町の現状を踏まえ、危機的な財政状況を克服するとともに、地方行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応して、効率的かつ効果的な行政運営を実現する体制を確立していくため、第4次改革においては、次の4基本方針と22基本目標を定め、これを集中改革プランに掲げて、具体的内容を検討及び実施します。

《基本方針1》

行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立

景気の低迷や三位一体の改革の影響を受け、本町の財政状況は、まさに危機的な状況に直面しています。平成17年度から平成21年度までの財政シミュレーションでは、毎年度、歳入歳出の差し引きがマイナスとなり、5年間のマイナス合計は約25億円にのぼると見込まれます。

このような現状においては、現在実施している行政サービスを今後も従来と同じように維持・継続することは困難な状況です。

よって、この危機的な状況を克服するため、民間企業の経営手法等を参考に、行政経営の視点から歳入・歳出について厳しく見直し、自主性・自律性の高い安定した財政基盤の確立を図ります。

【基本目標1】収納率の向上

税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、収納率の向上を目指します。

【基本目標2】公平、公正な受益者負担

使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公平、公正な受益者負担の実現を目指します。

【基本目標3】財源確保

短期的財源や長期的財源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、財源確保を目指します。

【基本目標4】各種補助金の見直し

補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、各種補助金の見直しを目指します。

【基本目標5】人件費の見直し

給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなどを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人件費の見直しを目指します。

【基本目標 6】公共事業等の見直し

効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公共事業等の見直しを目指します。

【基本目標 7】経常経費、投資的経費の見直し

歳出の抑制について、事務処理コストの削減などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、経常経費及び投資的経費の見直しを目指します。

《基本方針 2》

透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進

行政の役割は、住民生活に必需な行政サービスを提供することであり、これまで多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの領域は飛躍的に拡大してきました。

しかし、財政状況が逼迫する中で多様化する住民ニーズや新しい行政需要に的確に対応していくためには、行政サービスの内容や提供方法などについて、新たなシステムを確立させることが必要であり、その見直し過程においては、その内容の公表と説明責任の確保が必要です。

そのために、行政運営全般において P D C A サイクル (PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し) を確立させ、絶えず評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、住民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、行政経営の視点からの行政運営へ変革させた業務執行体制の確立を図ります。

また、行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理し、民間委託等も視野に入れながら行政の守備範囲を明確化して、簡素で効率的な行政の実現を図ります。

【基本目標 8】事務事業の見直し

事務処理方法などの改善について、民間への業務委託などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、事務事業の見直しを目指します。

【基本目標 9】行政評価の定着

事務事業の不断の見直しについて、P D C A サイクル手法などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政評価の定着を目指します。

【基本目標 10】行政サービスの向上

窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政サービスの向上を目指します。

【基本目標 1 1】情報の公開と共有

町行政の重要な取組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民への情報の公開、住民と行政の情報の共有を目指します。

【基本目標 1 2】住民参画の推進

住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民参画の推進を目指します。

【基本目標 1 3】住民と行政との協働

行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政と住民の協働によるまちづくりを目指します。

《基本方針 3》

地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進

中央集権時代から地方分権時代へと変革する環境の中、行政需要は多様化し、新たな行政課題や住民ニーズに応じた行政施策の展開が求められています。

また、危機的な財政状況を克服するためには、行政職員としての資質を高め、経営的視点からの業務遂行能力や高度な政策形成能力を醸成していく体制が必要です。

このため、町民ニーズを的確に把握しながら、地方分権時代に対応した行政サービスを提供できる行政の組織編成（附属機関を含む。）や職員の資質向上を図ります。

【基本目標 1 4】柔軟な組織の編成

地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、柔軟な組織の編成を目指します。

【基本目標 1 5】職員配置の適正化

職員の定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、職員配置の適正化を目指します。

【基本目標 1 6】附属機関の見直し

附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、附属機関の見直しを目指します。

【基本目標 17】人材育成の推進

多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等の実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人材育成の推進を目指します。

【基本目標 18】人事交流等の推進

職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人事交流等の推進を目指します。

《基本方針 4》

民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進

公共施設の管理・運営については、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響は非常に大きいものがあります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化により公共施設の持つ特性や目的、必要性は大きく変わってきています。

そのため、それぞれの施設の必要性や行政経営の視点からの検証を通して、指定管理者制度への移行、直営（一部業務委託を含む。）廃止又は用途の見直しなどについて検討し、住民ニーズに対応できる公共施設として、効率的・効果的な管理・運営体制の確立を図ります。

【基本目標 19】施設の改善

老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の改善を目指します。

【基本目標 20】施設の管理

住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、効率的かつ効果的な施設の管理を目指します。

【基本目標 21】民間委託等の推進

効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI等による民間活力の有効活用又は直営（一部業務委託を含む。）などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、民間委託等の推進を目指します。

【基本目標 22】統合、廃止及び用途の見直し

自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の統合、廃止及び用途の見直しを目指します。

第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間

計画期間：平成17年度から平成21年度まで

鞍手町の取組みの現状としては、第3次改革（平成13年度～平成17年度）の実施計画期間中ではありますが、昨今の急激な状況の変化に即応するため、現状の見直しと新たな取組みが必要となりました。

また、総務省指針の中では、「平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画を平成17年度中に公表すること」としています。

よって、第3次改革については、平成16年度末までの取組みの状況を検証し、成果と課題を明確にするとともに、総務省指針において求められている内容と合わせて今後の取組み内容を精査して、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とした取組みを行います。

2. 集中改革プランに基づく取組み

集中改革プランに基づく取組みにおいては、第3次改革の取組みの検証結果などから、改革の透明性及び実効性を確保していく必要があるため、PDCAサイクルによる手法で取り組みます。

PDCAサイクル：「計画を立て（PLAN）、実施し（DO）、その評価点検（CHECK）にもとづいて見直し（ACTION）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）であり、評価を次の計画に活かして高いレベルにもっていく手法である。民間企業では品質向上や経費節減などに用いられてきた。

PDCAサイクルによる改革においては、次の点に留意して取組みを推進するものとします。

（1）PLAN（計画）

行財政改革の視点で改革項目を精査し、第3次改革の具体的改革項目の中で、達成可能なものは第4次改革に引き継がずに続けて実施し、集中改革プランにおいては、第3次改革の具体的改革項目の中でその内容を見直して引き継ぐもの及び新たな課題によるものを掲げます。

また、改革項目においては、検討及び実施の概要をできるだけ具体化するとともに目標時期、指標及び評価方法をあらかじめ定めます。

(2) D O (実施)

改革項目の担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにし、改革を推進します。

(3) C H E C K (評価点検)

各改革項目にあらかじめ定める指標は、可能な場合は全て算出根拠を明らかにした数値目標により設定します。

また、数値目標の設定になじまないと判断される項目については、その理由を明確にし、あらかじめ目標時期に到達したときの評価方法を住民にわかりやすい方法で定め、評価点検を行います。

(4) A C T I O N (見直し)

評価点検の結果必要があれば、さらに高いレベルの効果を引き出していくよう改革の内容を見直し、その後の取組みに活かします。

3 . 推進体制

第4次改革は、全庁的な取組みとして各部署を統括し調整を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が進行管理を行い、定期的な検証により未着手の項目をなくす実施体制で実効性を確保します。

また、推進本部のもとには、調整会議のほか、必要に応じて専門部会、分科会及びグループ会議を設け、相互支援の体制により改革の半ばで停滞し推進が困難となる項目がないよう努めます。

4 . 進捗状況の報告及び公表

推進本部は、第4次改革の実施経過及び結果について、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民への公表を実施し、透明性の確保を図ります。行財政改革推進委員会への報告においては、当該推進委員会の意見を求めるものとします。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行うものとし、住民からの質問や意見は、当面、「町長へのはがき」及びホームページ上の「行政相談コーナー」を活用して受け付けるものとします。

第4章 第4次行財政改革の具体的方策

第4次改革において実施計画は、大綱と一体化して集中改革プランとするので、具体的方策は次のように調整します。

1. 集中改革プラン（実施計画）総括表・・・様式1

4基本方針と22基本目標の体系に基づき、細分類、具体的改革項目、検討及び実施期間などを一覧できる様式を定め、総括表として作成します。

2. 集中改革プラン（実施計画）個票・・・様式2

総括表に掲げた具体的改革項目ごとに、実施概要、指標（評価の方法）、見込まれる財政的効果などを掲げる様式を定め、個票として作成します。

個票に掲げる項目については、実施する項目と検討する項目を、個票の「検討及び実施期間」の欄で明確にし、次のように作成します。

（1）実施に関する内容の個票

集中改革プラン策定時点において、実施概要、指標、目標時期などの内容を掲げ、実施時期になった時に速やかに取り組めるよう実施に関する内容の個票を作成します。

（2）検討に関する内容の個票

検討期間を設定する場合は、（3）の 又は に該当する場合とし、集中改革プラン策定時点において、「何時までに、誰が、何を、どのように検討し、その結果を何時公表するのか」を明確にするよう検討に関する内容の個票を作成します。

この場合において、検討期間の設定は原則1年以内とし、当初定めた期間を越えてさらに検討期間を設ける必要が生じた場合は、検討経過又は結果の公表の際にその理由を明示して、検討期間を修正するものとします。

（3）検討期間を設定する場合

実施を前提とするが部分的な内容についての検討に時間を要する場合

（例） 実施を前提として、具体的内容の多くは決定しているが、部分的な検討事項の調査・研究に時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、部分的な内容を調査研究するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定

し、その項目の概要及び検討を要する部分の内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

実施の是非についての検討に時間を要する場合

(例) 実施の是非について住民関係者を交えた検討機関を設置する必要などがあり、その検討結果を踏まえて実施の是非を判断するため時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、実施の是非を判断するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定し、検討を要する内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、実施を「是」として具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

なお、検討結果において実施を「非」とした場合には実施しない項目となるため、検討結果として実施しない理由を公表するものとします。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）総括表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署				
						17	18	19	20	21								
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の 向上	1 税及び使用料・手数料 等の収納率の向上	1 目標収納率の設定	1							H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、学校教育 課			
				2 滞納処分の強化や民事手 続の実施	2									H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、下水道 課、学校教育課	
				3 振替制度の利用促進	3										H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、水道課、 下水道課
		2 公平、公 正な受益 者負担	1 保育料の改定	1 国基準の 9 0 % に改定	4									H19年04月	H22年03月	財政	福祉課	
			2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び 減免規定の見直し	5									H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課	
		3 財源の確 保	1 企業誘致の促進と未利 用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用 地の処分	6									H18年04月	H19年03月	財政	総務課、産業課、まち づくり対策課	
	2 歳出	4 各種補助 金の見直 し	1 補助金の見直し	1 交付基準に基づく各種補 助金の見直し	7									H19年04月	H22年03月	財政	総務課、住民課、保険 課、福祉課、人権推進 課、産業課、社会教育 課、学校教育課	
					5 人件費の 見直し	1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配 置の合理化	8									H18年04月	H22年03月
		2 特別職等の給与・報酬 等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等 の見直し	9											H17年11月	H22年03月	財政	総務課
		6 公共事業 等の見直 し	1 公共事業の見直し	1 公共事業（町単独土木事 業費）の抑制	10									H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	
		7 経常経 費、投資 的経費の 見直し	1 扶助費及び報償費の見 直し	1 敬老祝金の支給対象者の 見直し	11										H18年04月	H22年03月	財政	保険課
			2 投資的経費の削減	1 投資的経費の削減	12										H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課、総務課、 建設課、産業課、まち づくり対策課、福祉 課、学校教育課

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善 (効率的な行政運営)	1 職員提案制度の導入	13								H17年11月	H22年03月	行政運営	総務課				
				2 決裁規程の見直し	14										H18年04月	H19年03月	行政運営	総務課		
				3 事務処理の一元化	15											H18年04月	H19年03月	行政運営	総務課	
				4 電算システムの活用促進	16											H18年01月	H18年12月	行政運営	総務課	
	4 協働	9 行政評価の定着	1 行政評価の導入	1 行政評価の導入	17										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
				10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	18										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁
						1 行政情報の公表公開	19												H18年04月	H19年03月
	4 協働	12 住民参画の推進	1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	20										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
				13 住民と行政との協働	1 住民団体の育成・支援	21											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
3 地方分権 時代に柔軟に対応 できる組織編成と 人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内 図やサインの設置	22								H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課				
				2 申請手続きの改善		23									H18年04月	H22年03月	組織機構	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課		
				3 時間外窓口の設置		24										H18年04月	H19年03月	組織機構	総務課	
				2 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合		25									H18年04月	H20年04月	組織機構	総務課	
			3 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入		26									H18年10月	H22年03月	組織機構	総務課		
			4 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置		27									H18年10月	H22年03月	組織機構	総務課		
			15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分		28									H17年10月	H22年03月	組織機構	総務課	
				2 収入役事務の兼掌		29										H18年06月	H22年03月	組織機構	総務課	
				2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用		30										H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課
				3 人事管理制度の導入	1 異動希望自己申告制度の導入		31										H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課
		2 昇格資格試験制度の導入				32										H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	
		16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し		33										H18年04月	H19年03月	行政運営	総務課		
		6 職員	17 人材育成の推進	1 人材育成基本方針の策定		34									H17年11月	H22年03月	組織機構	総務課		
			18 人事交流等の推進	1 広域的な人事交流・派遣の検討		35										H18年04月	H19年03月	組織機構	総務課	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
4 民間委託 等を活用 した公共 施設の効 率的・効 果的な管 理・運営 の推進	7 管理	19 施設の改 善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	36								H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課				
			20 施設管理 の改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	37									H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課		
	8 運営	21 民間委託 等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター -		38									H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課		
				2 文化体育総合施設		39										H17年10月	H18年03月	施設	社会教育課	
				3 大谷自然公園		40											H18年04月	H19年03月	施設	社会教育課
				4 鞍手町葬祭場		41											H17年10月	H18年03月	施設	住民課
				5 鞍手町衛生センター -		42											H17年10月	H18年03月	施設	住民課
			2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の 民営化の検討		43											H18年04月	H19年03月	施設	福祉課
				2 学校給食の民間委託		44											H18年01月	H18年12月	施設	学校教育課
			3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止		45											H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課
22 統合、廃 止及び用 途の見直 し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校 の統合についての検討		46										H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課			
		2 施設の存続・統合・廃 止	1 鞍手分校の存続・統合・ 廃校に向けての検討		47										H18年04月	H19年03月	施設	学校教育課		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	1	2.担当専門部会	財政専門部会						
		3.担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・下水道課・学校教育課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5.中分類	1	歳入							
6.小分類（基本目標）	1	収納率の向上							
7.細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上							
8.具体的改革項目	1	目標収納率の設定							
9.実施概要	<p>現年度分については、最終目標収納率を100%とする。ただし、現に収納率が低いものについては、平成21年度までに達成できる目標収納率を最低98%とする。また、現段階で収納率97%以上のものについては100%とする。</p> <p>滞納分についても、特別収納対策課の設置による徴収体制の強化を図ることにより、最終目標収納率を100%とする。ただし、平成21年度までは平成16年度実績の50%アップを目標とするが、最終的には100%とする。</p> <p>また、独立した会計である学校給食費についても特別収納対策課で取り扱う。現年度分は100%とし、滞納分についても50%アップとする。</p>								
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	実施期間 終了後		
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、目標収納率への到達率により評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C	385,986	千円	
						内 訳	A 支出の削減		千円
							B 収入の増額	385,986	千円
C 支出の増額		千円							

平成16年度を基準に平成21年度までの 鞍手町収入累計一覧表 (主なもの) 単位：千円

現年度分 (平成16年度実績)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F	目標金額 G(A×F)	差引き H(G-B)	21年度までの累計	
									年数	金額
町民税 (県民税を除く)	605,784	593,437		12,347	97.96%	100.00%	605,784	12,347	4	49,388
固定資産税	827,524	805,160		22,364	97.30%	100.00%	827,524	22,364	4	89,456
軽自動車税	33,121	31,456		1,665	94.97%	98.00%	32,459	1,003	4	4,012
国民健康保険税	464,405	438,222		26,183	94.36%	98.00%	455,117	16,895	4	67,580
住宅家賃	42,128	38,064		4,064	90.35%	98.00%	41,285	3,221	4	12,884
保育料	71,896	70,731		1,165	98.38%	100.00%	71,896	1,165	4	4,660
現年度分 計	2,044,858	1,977,070		67,788			2,034,065	56,995		227,980

下水道使用料	9,803	9,803		0	100.00%	100.00%	9,803	0	4	0
学校給食費	71,472	70,789		683	99.04%	100.00%	71,472	683	4	2,732

滞納分 21年度まで(平成16年度実績による)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F(E+50%)	目標金額 G((A-C)×F)	差引き H(G-B)
町民税	67,797	9,817	6,535	51,445	16.02%	66.02%	40,445	30,628
固定資産税	111,536	11,445	5,265	94,826	10.77%	60.77%	64,581	53,136
軽自動車税	4,940	860	496	3,584	19.35%	69.35%	3,082	2,222
国保税	144,501	12,041	14,504	117,956	9.26%	59.26%	77,036	64,995
住宅家賃	11,462	2,119		9,343	18.49%	68.49%	7,850	5,731
保育料	2,589	327		2,262	12.63%	62.63%	1,621	1,294
滞納分 計	342,825	36,609	26,800	279,416			194,615	158,006
学校給食費	10,669	582		10,087	5.46%	55.46%	5,917	5,335

227,980千円 + 158,006千円 = 385,986千円 21年度までの累計

* 16年度実績で収納率97%未満のものを98%目標収納率とする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
軽自動車税	94.97%	<98.00%>	31,456千円	<32,459千円>
国民健康保険税	94.36%	<98.00%>	438,222千円	<455,117千円>
住宅家賃	90.35%	<98.00%>	38,064千円	<41,285千円>

* 16年度実績で収納率97%以上のものを100%目標収納率とする。

町民税	97.96%	<100.00%>	593,437千円	<605,784千円>
固定資産税	97.30%	<100.00%>	805,160千円	<827,524千円>
保育料	98.38%	<100.00%>	70,731千円	<71,896千円>
下水道使用料	100.00%	<100.00%>	9,803千円	<9,803千円>
学校給食費	99.04%	<100.00%>	70,789千円	<71,472千円>

* 滞納分については、平成16年度実績を基準として平成21年度までに50%アップとする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
町民税	16.02%	<66.02%>	9,817千円	<40,445千円>
固定資産税	10.77%	<60.77%>	11,445千円	<64,581千円>
軽自動車税	19.35%	<69.35%>	860千円	<3,082千円>
国民健康保険税	9.26%	<59.26%>	12,041千円	<77,036千円>
住宅家賃	18.49%	<68.49%>	2,119千円	<7,850千円>
保育料	12.63%	<62.63%>	327千円	<1,621千円>
学校給食費	5.46%	<55.46%>	582千円	<5,917千円>

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	2		2. 担当専門部会	財政専門部会			
			3. 担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・下水道課・学校教育課			
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立					
5. 中分類	1	歳入					
6. 小分類（基本目標）	1	収納率の向上					
7. 細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上					
8. 具体的改革項目	2	滞納処分の強化や民事手続の実施					
9. 実施概要	<p>滞納者に対しての納税折衝を重点的に行い、滞納の状況を調査把握し、個々の状況に応じた徴収方針を検討したなかで、正当な理由がないにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産などの差押えを強化する。</p> <p>また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由がないにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事手続を実施する。</p> <p>そのためには専門的知識が必要であることから、研修等に積極的に参加すると共に、専門家のアドバイス等を受けるなど専門職の養成にも努める。</p> <p>地方税法によって滞納処分ができるもの <自力執行権> ・各町税 ・保育料（児童福祉法第56条第11項に規定） ・下水道負担金（地方自治法で231条の3第3項に規定）</p> <p>民事執行法第22条に基づく強制執行の申立てを裁判所に行うもの。 <裁判所執行官が行う> ・住宅家賃使用料 ・下水道使用料 ・学校給食費</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年11月
						12. 到達年月	H22年03月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	3	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・水道課・下水道課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	1	歳入						
6.小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7.細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上						
8.具体的改革項目	3	振替制度の利用促進						
9.実施概要	<p>口座振替制度の促進をするため、啓発活動等により一層の周知を図り、目標達成率を平成21年度までに70%とする。このことにより収納率の向上が期待できる。なお、水道使用料及び下水道使用料は、更なる収納率の向上に努める。</p> <p>平成17年度の主な収納の口座振替率</p> <p>町民税・・・・・・・・・・26.37%</p> <p>固定資産税・・・・・・・・・・48.34%</p> <p>軽自動車税・・・・・・・・・・17.94%</p> <p>国民健康保険税・・・・・・・・43.79%</p> <p>住宅家賃・・・・・・・・・・32.69%</p> <p>保育料・・・・・・・・・・63.11%</p> <p>水道料・・・・・・・・・・84.75%</p> <p>下水道使用料・・・・・・・・・・95.20%</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	口座振替達成率の70%への到達率により評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円	
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円	

主な収入の口座振替率及び収納金額

	平成17年度			平成16年度 (3月現在)				
	総件数	振替件数	振替率	総件数	振替件数	振替率	口座振替による収納金額	調定額
	(9月現在)			(3月現在)				
町民税 (普通徴収のみ)	3,136件	827件	26.37%	3,167件	869件	27.43%	47,839千円	160,305千円
	(特別徴収4,214件)			(特別徴収4,033件)				
固定資産税	7,012件	3,390件	48.34%	6,975件	3,345件	47.95%	277,922千円	827,523千円
軽自動車税	6,934件	1,244件	17.94%	6,748件	1,251件	18.53%	5,286千円	33,121千円
国保税	3,825件	1,675件	43.79%	3,918件	1,628件	41.55%	217,707千円	464,405千円
住宅家賃	468件	153件	32.69%	426件	150件	35.21%	7,962千円	42,128千円
保育料	279件	176件	63.08%	363件	231件	63.63%	55,583千円	71,896千円
水道料	6,794件	5,758件	84.75%	6,786件	5,649件	83.24%	207,290千円	301,751千円
下水道使用料	338件	322件	95.26%	291件	278件	95.53%	9,188千円	9,803千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	4	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	福祉課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	1	歳入						
6. 小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担						
7. 細分類	1	保育料の改定						
8. 具体的改革項目	1	国基準の 90% に改定						
9. 実施概要	<p>町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けておれないと思われる。</p> <p>保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出352,535千円に対し、歳入100,025千円でマイナス252,510千円である。そのうち交付税として約150,000千円補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。</p> <p>保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改正では、階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激的な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。</p> <p>これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。</p> <p>改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図る。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月	
						12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		5,518 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	5,518 千円
C 支出の増額	千円							

総括表

年齢別	対象児童数	従来の保育料	国の基準の90%とした場合	国の基準とした場合
3歳未満児	103人	2,045,300円	2,054,010円	2,285,400円
従来からの保育料との比較	金額	0円	8,710円	240,100円
	率	100.00%	100.43%	111.74%
1人当たり平均単価		19,857円	19,942円	22,188円
3歳児	69人	992,860円	1,226,600円	1,364,210円
従来からの保育料との比較	金額		233,740円	371,350円
	率	100.00%	123.54%	137.40%
1人当たり平均単価		14,389円	17,777円	19,771円
4歳以上児	142人	1,910,730円	2,128,130円	2,367,260円
従来からの保育料との比較	金額		217,400円	456,530円
	率	100.00%	111.38%	123.89%
1人当たり平均単価		13,456円	14,987円	16,671円
合計	314人	4,948,890円	5,408,740円	6,016,870円
従来からの保育料との比較	金額		459,850円	1,067,980円
	率	100.00%	109.29%	121.58%
1人当たり平均単価		15,761円	17,225円	19,162円
年額(×12月)		59,386,680円	64,904,880円	72,202,440円
従来からの保育料との差引き			5,518,200円	12,815,760円
前年度との比較				

国の基準の90%とした場合		
1年目	2年目	3年目
2,048,810円	2,053,010円	2,054,010円
3,510円	7,710円	8,710円
100.17%	100.38%	100.43%
19,891円	19,932円	19,942円
1,069,170円	1,146,440円	1,226,600円
76,310円	153,580円	233,740円
107.69%	115.47%	123.54%
15,495円	16,615円	17,777円
1,981,760円	2,055,240円	2,128,130円
71,030円	144,510円	217,400円
103.72%	107.56%	111.38%
13,956円	14,474円	14,987円
5,099,740円	5,254,690円	5,408,740円
150,850円	305,800円	459,850円
103.05%	106.18%	109.29%
16,241円	16,735円	17,225円
61,196,880円	63,056,280円	64,904,880円
1,810,200円	3,669,600円	5,518,200円
1,810,200円	1,859,400円	1,848,600円

鞍手町保育料試算表 (国基準の90%) 予定保育料3ヶ年 (児童数はH16年11月1日現在 母子・障害・兄弟等も含む減額なしとした数字)

定員90人の場合

階層区分		3歳児未満				16年度 児童数	第1年目		第2年目		第3年目		国の徴収基準 (1)
		予定徴収単価	国の基準 減額率	現在の徴収単価 (16年度)	現在の 差引単価		予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	
町の基準	国の基準												
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	7人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	8,100円	90.0%	8,000円	100円	26人	8,100円	100円	8,100円	0円	8,100円	0円	
第3階層	第3階層	17,500円	89.7%	17,000円	500円	15人	17,100円	100円	17,300円	200円	17,500円	200円	
第4階層				19,500円	-2,000円	22人	18,900円	-600円	18,300円	-600円	17,500円	-800円	19,500円
第5階層	第4階層	27,000円	90.0%	26,000円	1,000円	7人	26,200円	200円	26,400円	200円	27,000円	600円	
第6階層				30,000円	-3,000円	21人	29,000円	-1,000円	28,000円	-1,000円	27,000円	-1,000円	30,000円
第7階層	第5階層	40,000円	89.9%	40,000円	0円	8人	40,000円	0円	40,000円	0円	40,000円	0円	
第8階層				41,600円	-1,600円	14人	41,100円	-500円	40,600円	-500円	40,000円	-600円	44,500円
第9階層	第6階層	54,900円	90.0%	45,600円	9,300円	15人	48,700円	3,100円	51,800円	3,100円	54,900円	3,100円	
第10階層	第7階層	72,000円	90.0%	58,600円	13,400円	2人	63,000円	4,400円	67,400円	4,400円	72,000円	4,600円	

町の基準	国の基準	3歳児				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	5人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	19人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	9人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	7人	16,000円	-500円	15,500円	-500円	14,800円	-700円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	1人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	11人	24,900円	-380円	24,600円	-300円	24,300円	-300円
第7階層	第5階層	37,300円	89.9%	25,280円	12,020円	6人	29,200円	3,920円	33,200円	4,000円	37,300円	4,100円
第8階層				25,280円	12,020円	3人	29,200円	3,920円	33,200円	4,000円	37,300円	4,100円
第9階層	第6階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	10人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円
第10階層	第7階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	2人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円

町の基準	国の基準	4歳児以上				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	10人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	32人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	22人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	22人	16,000円	-500円	15,600円	-400円	14,800円	-800円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	6人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	24人	24,900円	-380円	24,600円	-300円	24,300円	-300円
第7階層	第5階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	9人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第8階層				25,280円	7,620円	17人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第9階層	第6階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	10人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第10階層	第7階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	2人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	5	2.担当専門部会	財政専門部会				
		3.担当部署	社会教育課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立					
5.中分類	1	歳入					
6.小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担					
7.細分類	2	公共施設使用料の見直し					
8.具体的改革項目	1	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し					
9.実施概要	<p>施設使用料は、利用者が利益を受けるものであるとの前提から、その受益者負担の原則により行政サービスの対価として徴収するものである。よって、行政負担と利用者負担を明確にし、受益と負担の公平性を確保する。</p> <p>このことから、現に無料化している施設の有料化や、減免規程についても真にやむを得ないものに限り認めることなど、平成17年11月より検討を行う。</p> <p>また、検討にあたっては、現行使用料の見直しについても考慮する。（施設維持管理費と使用料収入の収支率や近隣市町村の状況など）</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年11月
						12.到達年月	H18年10月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1．無料施設の有料化について</p> <p>2．減免規定について</p> <p>3．現行使用料の見直しについて</p>				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

施設使用料関係資料

総合福祉センター 34.52%

(歳入) 21,333千円

使用料・・・・・・・・・21,333千円

(歳出) 61,795千円

施設費

需用費・・・・・・・・・33,909千円

役務費・・・・・・・・・1,038千円

委託料・・・・・・・・・26,622千円

使用料及び賃借料・・ 226千円

中央公民館体育施設 23.16%

(歳入) 4,760千円

体育センター使用料・・ 1,883千円

野球場使用料・・・・・・・・ 1,362千円

総合プール使用料・・・・・・・・ 420千円

浮洲野球場使用料・・・・・・・・ 207千円

テニス場使用料・・・・・・・・ 395千円

町民グランド使用料(照明) 396千円

武道館使用料・・・・・・・・・ 97千円

(歳出) 20,547千円

施設費

需用費・・・・・・・・・ 5,692千円

役務費・・・・・・・・・ 210千円

委託料・・・・・・・・・ 9,797千円

使用料及び賃借料 ・ 241千円

その他費用・・・・・・・・ 4,607千円

中央公民館研修施設 4.23%

(歳入) 1,207千円

公民館使用料・・・・・・・・ 1,151千円

長谷別館使用料・・・・・・・・ 56千円

(歳出) 28,565千円

施設費

需用費・・・・・・・・ 11,210千円

役務費・・・・・・・・ 759千円

委託料・・・・・・・・ 9,007千円

使用料及び賃借料 1,110千円

その他費用・・・・・・・・ 6,479千円

鞍手町総合福祉センター 使用料

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
管理棟	研修室A	1時間	町内	400円		200円	4,991人	119,850円
			町外	800円		300円		
	研修室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
保健棟	多目的ホール	1時間	町内	500円		250円	4,671人	44,820円
			町外	1,000円		375円		
	多目的室A	1時間	町内	200円		100円	1,004人	20,430円
			町外	400円		150円		
	多目的室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
	リラックスルーム 健康機器A	1回につき	町内	500円		無料	30人	15,920円
			町外	800円		100円		
	リラックスルーム 健康機器B	1回につき	町内	200円		無料		
			町外	300円		100円		
健康増進室	1時間	町内	400円		200円	8,182人	149,950円	
		町外	800円		300円			
栄養指導室	調理台1台につき	町内	100円		200円	1,523人	23,530円	
		町外	200円		300円			
福祉棟	学習室	1時間	町内	200円		150円	322人	14,310円
			町外	400円		225円		
	視聴覚室	1時間	町内	400円		200円	36人	2,940円
			町外	800円		300円		
	浴場	1人	障害者	200円			78,551人	18,113,500円
			小人	150円		カラオケ 1曲50円		
大人			300円					
計							99,310人	18,505,250円

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
アリーナ	全室	1時間	町内	360円	500円	300円	14,121人	1,420,390円
			町外	540円	750円	450円		
	3分の2室以下 3分の1室超	1時間	町内	240円	500円	300円		
			町外	360円	750円	450円		
	3分の1室以下	1時間	町内	120円	500円	300円		
			町外	180円	750円	450円		
その他	1時間	町内	2,000円	500円	500円			
		町外	3,000円	750円	750円			
トレーニングルーム	1回当たり	町内	220円		100円	4,851人	1,407,860円	
		町外	250円		100円			
計							18,972人	2,828,250円

鞍手町体育施設 使用料

施設名		使用料金			照明使用料 (1時間当たり)	歳入(16年度決算)	
						利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
町立体育館	1面	1時間		300円	500円	34,371人	1,882,753円
	バドミントン	1時間		100円	500円		
	全館	1時間		1,200円	2,000円		
町民武道館	専用	1時間	町内	300円		8,171人	97,618円
			町外	600円			
	個人	1時間	町内	30円			
			町外	80円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする							
町立弓道場	個人	1時間	町内	100円		1,440人	0円
			町外	200円			
	団体	1時間	町内	200円			
			町外	300円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする 高校生以下の使用は2分の1の額とする							
町立野球場		1時間	町内	500円	(1時間) 5,000円 (2時間) 7,000円 (3時間) 9,000円	7,999人	1,361,850円
		1時間	町外	1,000円			
町民グラウンド		1時間		無料	500円	21,198人	396,900円
町立テニス場	1面	1時間	町内	400円	(2面) 700円	2,367人	395,025円
			町外	600円			
町立浮洲野球場		1時間	町内	500円		1,989人	206,850円
			町外	1,000円			
総合プール		2時間	一般(16歳以上)	200円		3,851人	419,790円
			子供(15歳以下)	100円			
計						81,386人	4,760,786円

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
研修室1(大講堂)	9:00~13:00	4時間	2,000円	各部屋使用料金の2分の1	15,612人	265,227円
	13:00~18:00	5時間	2,500円			
	18:00~22:00	4時間	3,500円			
研修室2	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,566人	112,980円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
研修室3	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	4,903人	266,553円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
研修室4(工作室)	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,677人	271,530円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
研修室5(和室)	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,036人	142,485円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
茶室	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	540人	57,951円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
視聴覚室	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	1,080人	0円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
母と子の図書室	9:00~13:00	4時間	300円	各部屋使用料金の2分の1	283人	5,670円
	13:00~18:00	5時間	400円			
	18:00~22:00	4時間	500円			
料理教室	9:00~13:00	調理台1台	500円	各部屋使用料金の2分の1	613人	29,448円
	13:00~18:00	調理台1台	600円			
	18:00~22:00	調理台1台	800円			
計					33,310人	1,151,844円

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
長谷別館 研修室6	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	442人	27,930円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
長谷別館 研修室7	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	442人	28,134円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
計					884人	56,064円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	6	2.担当専門部会	財政専門部会						
		3.担当部署	総務課・産業課・まちづくり対策課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5.中分類	1	歳入							
6.小分類（基本目標）	3	財源の確保							
7.細分類	1	企業誘致の促進と未利用地の処分							
8.具体的改革項目	1	企業誘致の促進と未利用地の処分							
9.実施概要	<p>現在、大きな面積の主な未利用地として、室木の山林、中山宗春の原野、中山石ヶ崎の鉱害試験地の跡などがある。これらについて地理的な状況などを勘案して、民間による住宅団地開発や、企業誘致を積極的に働きかける。</p> <p>また、その他の未利用地については、平成18年度中に現状を正確に把握し、活用策や公募による売却などを検討する。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月		
						12.到達年月	H19年03月		
						13.公表時期	平成18年度終了後		
14.指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円		
	検討後の公表内容 1. 未利用地の状況 2. 未利用地の活用策						内 訳	A 支出の削減 千円	
						B 収入の増額 千円			
						C 支出の増額 千円			

主な町有地未利用地 300m²以上一覧表

大字	小字	地番	登記地目	登記面積(m ²)	摘要
長谷	八久保	778-1	田	410.00	
室木	谷ノ山	205-1	山林	428,017.00	
室木	谷ノ山	220	田	436.00	道路残地
室木	伏原	740-2	山林	667.00	
八尋	末森	217-2	山林	754.00	道路残地
新延	野田	1298-7	原野	624.00	泉水残地
新延	新町原	1398-3	山林	812.00	旧児童センター
中山	明道	2185-1	原野	9,047.00	宗春
中山	長崎	2936-1	田	525.00	鉱害試験地跡地
中山	長崎	2936-3	田	378.00	鉱害試験地跡地
中山	石ヶ崎	3024-35	雑種地	10,407.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3024-36	雑種地	2,100.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3059	田	829.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3060-1	田	1,110.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3061	田	1,110.00	鉱害試験地跡地
中山	幸ノ浦	3342-1	宅地	5,851.31	いむた団地法面
中山	唐ヶ崎	3485-108	宅地	569.81	いむた区残地
小牧	菰川添	739-1	田	677.00	旧国鉄用地
小牧	藤郷	1818	雑種地	428.00	大池
小牧	藤郷	1819-2	雑種地	466.00	大池
小牧	藤郷	1820-2	雑種地	315.00	大池
小牧	藤郷	1891-1	原野	975.00	大池
小牧	西牟田	2120-1	山林	982.00	中央公民館裏空地
猪倉	廣狭	431	田	933.00	猪倉
猪倉	廣狭	432	田	1,158.00	猪倉

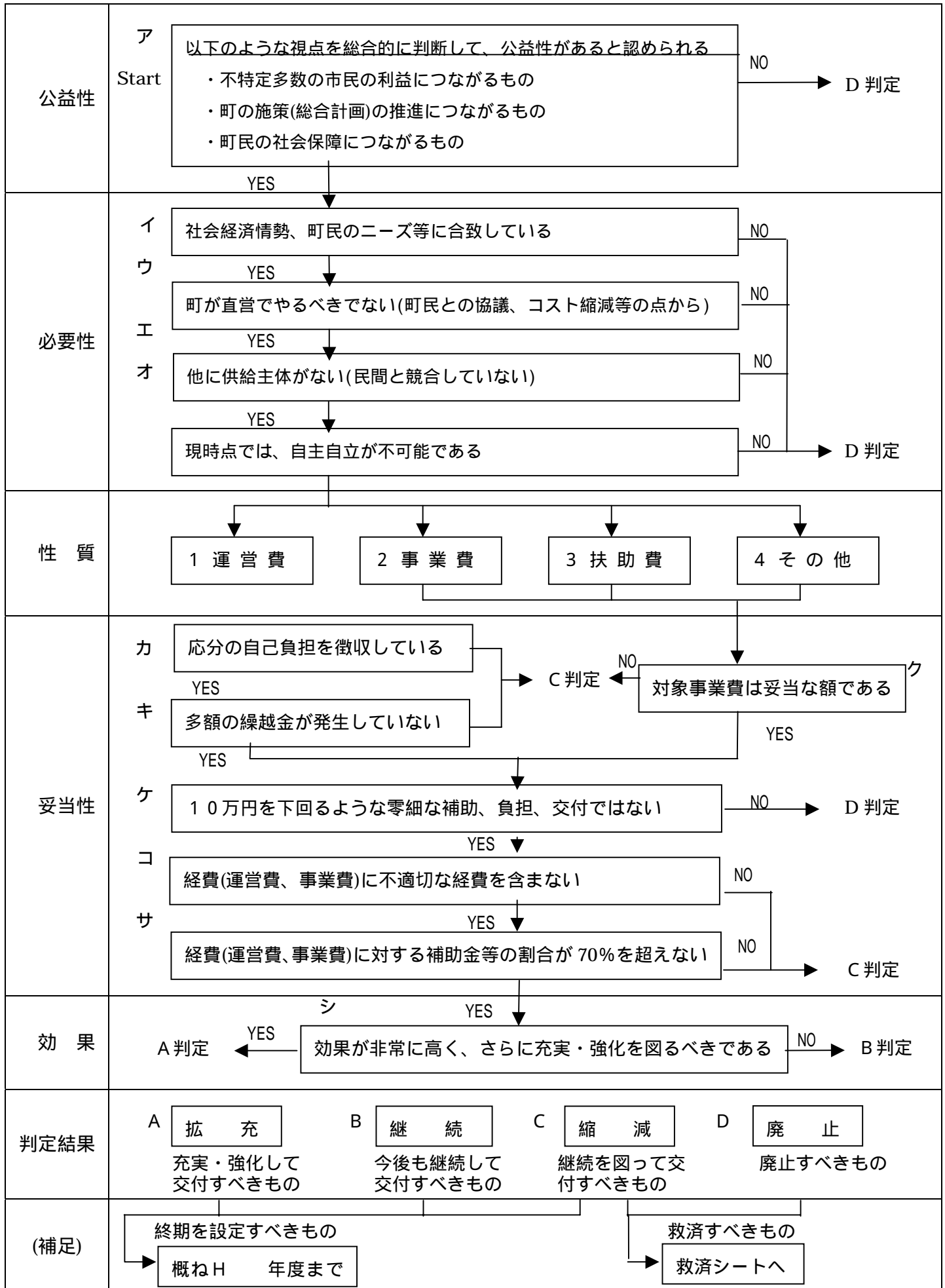
第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	7	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	総務課・住民課・保険課・福祉課・人権推進課・産業課・社会教育課・学校教育課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	4	各種補助金の見直し						
7.細分類	1	補助金の見直し						
8.具体的改革項目	1	交付基準に基づく各種補助金の見直し						
9.実施概要	<p>各種補助金については、第3次改革において各補助金の一律カットという手法で見直しを行ってきたが、補助対象経費において、明確な基準が示されていないことから、本来、自己資金にて負担すべきものが含まれている例も見受けられる。</p> <p>今後は、単に補助金の削減、廃止ということだけでなく、公平性、透明性、公益性を確保し、効果的・効率的かつ適正に運用するため、補助金のあり方を再評価する「補助金の基準」の策定など、新たな補助金制度を構築する。</p> <p>見直しにあたっては、法令等に基づく補助、団体運営費補助、外郭団体への補助、イベント補助に大別し、継続して実施する。</p> <p>また、新たな補助金制度による削減目標は、平成17年度予算額127,181千円の約10%（12,000千円）とする。</p> <p>補助金の基準策定の柱</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金交付基準・・・補助金の効果性、的確性及び補助対象経費の基準</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金評価基準・・・社会的ニーズ、費用対効果など補助金交付の評価を評定方式で実施する基準</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金見直し基準・・・継続、終期設定、廃止、統合など補助金の交付を見直す基準</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		36,000 千円
						内 訳	A 支出の削減	36,000 千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

補助金等審査判定シート

例

* 支出が義務づけられている補助金等は、この限りではない。



* 補助金一覧表(当初予算)「町単独」

(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し有・無	16年度繰越額	備考	
										町単費分					
補助金	1	議会費	議会	議会互助会団体保険補助金	議員の共済掛金への補助	120	145	116	-4	97%	116				
補助金	2	交通安全対策費	総務課	直方地区交通安全協会 鞍手ブロック補助金	町内交通安全運動の推進、交通安全指導などを行う	60	60	48	-12	80%	48	無	有	109	直方地区安全協会助成金有
補助金	3	一般管理費	総務課	職員互助事業補助金	町職員の福利厚生を目的とし、実施事業を補助するため補助金を交付する	2,156	2,256	1,599	-557	74%	1,599				
補助金	4	防犯費	総務課	防犯灯設置補助金	自治区内の防犯灯はそれぞれの自治区で設置から維持管理までをするが、その中で増設や器具の取替えについては町から一部助成する	400	400	350	-50	88%	350				
補助金	5	環境衛生費	住民課	霊柩車使用料補助金	鞍手町住民が、葬儀を行うために霊柩車を使用する場合において、住民の福祉を推進することを目的とする。(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯)	424	152	127	-297	30%	127				
補助金	6	じん芥処理費	住民課	ごみ減量リサイクル推進補助金	資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量と資源の有効利用並びに環境の美化向上を推進することを目的とする	2,633	3,244	3,518	885	134%	3,518				
補助金	7	じん芥処理費	住民課	鞍手町生ゴミ処理容器 購入費補助金	ごみの減量化推進の一環として、生ごみ処理容器(以下「容器」という。)を設置する者に対して、一般家庭から排出されるごみの減量化を図ることを目的とする	110	77	33	-77	30%	33				
補助金	8	し尿処理費	住民課	し尿収集町補助金	郡内四町において料金を統一したが、住民の負担軽減を図るため、補助金を交付する。(1人に対し30円)	6,472	6,411	5,768	-704	89%	5,768				
補助金	9	社会福祉総務費	福祉課	中国帰国者自立促進 協議会補助金	中国帰国者が一日も早く自立できるよう、高校・専修学校在学者及び自動車運転免許取得者への奨学資金の援助等を目的とする	10	10	10	0	100%	10				社団法人への賛助会員費
補助金	10	社会福祉総務費	福祉課	社会福祉法人鞍手町 社会福祉協議会補助金	鞍手町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に補助	62,002	55,779	52,516	-9,486	85%	52,516				
補助金	11	税務総務費	税務課	町租税教育推進協議会補助金	児童生徒に対する納税意識の向上の啓発推進を図ることを目的とする	112	92	167	55	149%	167	無		8	町補助金で運営
補助金	12	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者福祉会補助金	障害を克服して明朗・快活かつ積極的な性格を養うとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解の高揚を図ることを目的とする	100	100	80	-20	80%	80	有 15名	有	1,764	1組織で運営
補助金	13	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者郡体育祭補助金	鞍手郡各町の身体障害者(児)の親睦を図るとともに、障害者の主体的・自主的な社会参加を促進するため	75	75	75	0	100%	75		無		
補助金	14	社会福祉総務費	福祉課	町遺族会補助金	戦争における鞍手町出身の戦没者を追悼し、ご遺族をお慰めするとともに世界の恒久平和を祈念する事業を実施するために補助金を交付	80	80	64	-16	80%	64	有 106名	有	515	

* 補助金一覧表(当初予算)「町単独」

(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し有・無	16年度繰越額	備考
										町単費分				
補助金	15	社会福祉総務費	福祉課	原爆被災者の会補助金	50	50	25	-25	50%	25	有 96名	有	67	
補助金	16	児童福祉総務費	福祉課	放課後児童健全育成事業補助金	449	1,422	4,795	4,346	1068%	4,795	無	無	1,123	委託料で不足分を補助 * 特別会計への繰入有り (退職金積立200千円)
補助金	17	人権推進教育事業費	人権推進課	鞍手町同和教育研究協議会補助金	2,500	2,000	1,600	-900	64%	1,600	有 256名	有	454	行政、学校、各種代表者 (会計は人権推進課)
補助金	18	人権推進教育事業費	人権推進課	推進教員行動費補助金	480	360	96	-384	20%	96	無	有		担当教員の旅費
補助金	19	人権推進教育事業費	人権推進課	解放活動団体補助金	2,350	1,880	1,880	-470	80%	1,880	無	有		各支部負担金 (舟川、八尋、春日)
補助金	20	保健衛生総務費	健康増進課	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	243	243	487	244	200%	487				直鞍組織への負担金
補助金	21	保健衛生総務費	健康増進課	病院群輪番制病院事業補助金	5,162	5,154	4,917	-245	95%	4,917				直鞍組織への負担金
補助金	22	水田農業経営対策事業費	産業課	計画転作互助方式推進事業補助金	22,900	23,700	26,603	3,703	116%	26,603				
補助金	23	商工振興費	産業課	鞍手町商工会補助金	4,500	5,300	9,942	5,442	221%	9,942				
補助金	24	商工振興費	産業課	産業まつり補助金	2,349	2,157	2,300	-49	98%	2,300				
補助金	25	農業振興費	産業課	農業振興会補助金	200	200	160	-40	80%	160	有 139名	有	281	JAより助成金有り
補助金	26	農業振興費	産業課	農村青少年技術研修補助金	100	100	80	-20	80%	80	有	有	11	4Hクラブ

* 補助金一覧表(当初予算)「町単独」

(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備考	
										町単費分					
補助金	27	水田農業経営対策事業費	産業課	水田営農確立対策補助金	営農組合に研修等の補助を行い健全な営農組合を育成すること	1,000	1,000	800	-200	80%	800	無	有		JAより助成金有り
補助金	28	農業振興費	産業課	農業後継者育成補助金	農業体験や自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深め農業の後継者を育成する	660	660	528	-132	80%	528	無	有	172	青年部より助成金有(438千円)
補助金	29	社会教育総務費	社会教育課	青少年育成町民会議補助金	青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 225名	有	232	県補助有(72千円)
補助金	30	社会教育総務費	社会教育課	子ども会連絡協議会補助金	子供会の健全育成を図ることを目的とする	200	200	160	-40	80%	160		有		
補助金	31	文化財保護費	社会教育課	町文化連盟補助金	鞍手町における文化、芸能及び芸術の振興と向上普及に努め、明るい郷土作りに寄与することを目的とする	500	500	400	-100	80%	400	無	有	124	美術部会、芸能部会へ育成費(360千円) (美術協会会費有り85名) 特別会計繰越金(1,780千円)
補助金	32	文化財保護費	社会教育課	指定文化財保護育成補助金	各指定文化財を顕彰並びに保存活動することを目的とする	160	160	128	-32	80%	128		有		
補助金	33	保健体育総務費	社会教育課	町体育協会育成補助金	住民の体力を増進させると共に、相互の親睦を深め明るい町づくりに貢献することを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 103名	有	500	
補助金	34	農業委員会費	農業委員会	農業者年金受給者協議会補助金	町内に居住する農業者年金受給者をもって構成し、農業者年金制度の拡充強化・啓蒙普及、農業経営の近代化等に寄与することを目的とする	50	40	40	-10	80%	40	有 50名	有	149	今年度で解散予定
補助金	35	教育振興費	学校教育課	保育所・幼稚園就園奨励補助金	幼児の保育及び就学前教育の普及充実に努める	2,810	2,592	2,466	-344	88%	2,466				
補助金	36	教育振興費	学校教育課	なかよし学級負担金学級 野外生活指導補助金	なかよし学級の児童・生徒が社会見学及び体験学習に要する経費に対し補助する	360	360	339	-21	94%	339				特殊学級
補助金	37	教育振興費	学校教育課	各種大会出場費補助金	鞍手町立小学校・中学校・鞍手分校の文化的体育的、生産的な部活動で県大会以上の大会に出場する引率の先生、児童生徒にたいする助成金の交付	1,800	1,800	1,300	-500	72%	1,300				県大会と出場時に発生
補助金	38	教育振興費	学校教育課	定時制高校学校教科書 代補助金	勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、定時制に在学する生徒の修学条件の改善を図るため、有職生徒に対し教科書代を補助する	729	661	193	-536	26%	193				個人を対象
補助金	39	教育振興費	学校教育課	非常勤講師旅費補助金	非常勤講師の交通費として補助金を交付する	186	228	452	266	243%	452				
補助金	40	公民館費	社会教育課	自治公民館育成補助金	公民館相互の交流・情報交換を行いあわせて自治公民館の活性化を図り地域住民の生涯学習の充実に努める	1,058	1,173	939	-119	89%	939				
町単独補助金合計「40項目」					128,150	123,421	127,181	-969	99%	127,181	0	0	5,509		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	8	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し						
7.細分類	1	職員定数の見直し						
8.具体的改革項目	1	適正な組織体制・人事配置の合理化						
9.実施概要	<p>適正な組織体制を構築するため、業務量調査に基づく職員定員適正化計画を策定することとしているが、当面は、現行の普通会計職員163人を、平成20年4月1日までに145人に削減することを目標とし、課室局の統廃合やグループ制の導入などの人事配置の合理化を図り、平成19年度末までの退職に伴う補充（採用）を抑制することで人件費を削減する。また、職員の削減数が目標に達しない場合に備え、退職勧奨制度について検討を行うこととする。</p> <p>なお、職員適正化計画策定後には、業務量に基づく適正定員などを反映するため、内容を見直すこととする。</p> <p>【前年度退職者（定年退職者＋早期退職者）の次年度不補充による財政的效果】</p> <p>初年度平均人件費×不補充人数(定年＋早期)×実施期間＝不補充による効果額</p> <p>平成18年度～21年度 3,500千円 × (2人＋2人) × 4年 = 56,000千円 平成19年度～21年度 3,500千円 × (5人＋1人) × 3年 = 63,000千円 平成20年度～21年度 3,500千円 × (7人＋1人) × 2年 = 56,000千円</p> <p style="text-align: center;">計 (18人) 175,000千円</p> <p>課室局の統廃合に伴い、平成18年10月からグループ制を導入し、平成20年4月から完全実施する。平成21、22年度は、平成20年度と同組織とする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		175,000 千円
						内 訳	A 支出の削減	175,000 千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	9	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し						
7.細分類	2	特別職等の給与・報酬等の見直し						
8.具体的改革項目	1	特別職等の給与・報酬等の見直し						
9.実施概要	<p>特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々の人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。</p> <p>現在、特別職報酬等審議会で審議が行われていることから、その答申結果によることとする。</p> <p>なお、収入役事務については、助役がその職を兼掌し、収入役を置かないこととするため、それに伴う実施期間の削減目標を42,000千円とする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後の、収入役事務の兼掌による削減目標額及び特別職報酬等審議会の答申による改定実績により、効果額を算出し評価する。</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	42,000 千円	
						内 訳	A 支出の削減	42,000 千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

常勤特別職等・議会議員の報酬月額

(平成17年7月1日現在)

区分	団体名	人口 (H17.3.31 現在)	常勤特別職等					議会議員			備考
			町長	助役	収入役	教育長	適用年月日	議長	副議長	議員	
近隣町 (鞍手・遠賀郡)	鞍手町	19,547	765,000	654,000	612,000	586,000	H14.4.1	331,000	276,000	260,000	14年度から行財政改革により四役3%の減額
	小竹町	9,730	745,000	627,000		592,000	H15.7.1	314,000	267,000	250,000	町長・助役・教育長10%、期末5%、議長5%、副議長3%、議員2%、期末5%減額 H17.4.1～H18.3.31 平成17年4月から町長が収入役を兼掌
	若宮町	10,055	764,000	634,000	597,000	571,000	H9.4.1	319,000	271,000	255,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.1.31
	宮田町	21,150	814,000	683,000	640,000	624,000	H9.4.1	334,000	290,000	267,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.1.31
	芦屋町	16,467	783,000	640,000	599,000	599,000	H5.4.1	345,000	318,000	298,000	町長5%、助役、収入役及び教育長4%減額H17.4.1～H19.3.31
	遠賀町	19,547	775,000	627,000	590,000	590,000	H17.7.1	346,000	291,000	272,000	報酬審議会の答申により平成17年7月1日から2.5%の減額
	水巻町	31,277	824,000	669,000	623,000	623,000	H15.7.1	361,000	320,000	300,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.3.31
	岡垣町	31,693	779,000	629,000		589,000	H17.7.1	337,000	298,000	278,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
以上8町平均(イ)			781,125	645,375	610,167	596,750		335,875	291,375	272,500	
一〇〇〇人以上 (二〇〇)	赤池町	10,041	741,000	605,000	567,000	551,000	H17.7.1	300,000	262,000	243,000	
	嘉穂町	10,068	735,000	598,000	569,000	557,000	H8.7.1	287,000	244,000	227,000	
	朝倉町	10,103	751,500	612,500		558,600	H15.7.1	309,000	254,000	235,000	平成17年7月から助役が収入役を兼掌
	庄内町	10,480	730,000	597,000	568,000	561,000	H5.12.1	286,000	253,000	235,000	町長709,000、助役584,000、収入役560,000、教育長556,000 H10.4.1～当分の間
	糸田町	10,568	635,000	535,000		511,000	H17.4.1	273,000	238,000	221,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	筑穂町	11,294	763,000	625,000	587,000	572,000	H11.4.1	298,000	257,000	241,000	
	椎田町	12,109	746,000	597,000	560,000	520,000	H16.4.1	302,000	258,000	244,000	町長・助役・収入役・教育長5%減額改定 H16.4.1～
	立花町	12,279	807,000	643,000		595,000	H15.1.1	309,000	246,000	238,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H15.1.1～H18.4.23 平成16 年4月から助役が収入役を兼掌
	添田町	12,575	896,000	679,000	634,000	610,000	H11.4.1	320,000	283,000	261,000	
	香春町	13,235	720,000	575,000	538,000	516,000	H7.6.1	280,000	240,000	226,000	
	二丈町	13,699	730,000	607,000	569,000	560,000	H17.4.1	330,000	282,000	265,000	

連番9 資料

〇〇人未満	黒木町	14,189	807,000	643,000		595,000	H17.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H17.4.1～H18.3.31
	大木町	14,416	785,000	628,000	587,000	587,000	H8.1.1	307,000	250,000	233,000	町長10%、助役7%、収入役3%、教育長3%減額 H17.4～H19.1
	高田町	14,708	800,000	629,000		587,000	H17.4.1	325,000	271,000	254,000	町長15%、助役10%、教育長5% H17.4.1～H20.9.30、議長・副議長・議員10%減額 H17.4.1～H19.4.30 収入役欠員助役が職務代理
	桂川町	14,977	707,000	584,000	545,000	541,000	H16.4.1	303,000	263,000	245,000	町長350,000、助役330,000、収入役320,000、教育長320,000、議長278,000、副議長242,000、議員225,000 H17.4.1～H18.3.31
	大刀洗町	15,592	741,000	593,000		550,000	H17.4.1	290,000	244,000	228,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	志摩町	17,684	735,000	609,000		569,000	H17.4.1	333,000	285,000	266,000	特別職報酬審議会開催予定
	稲築町	19,643	750,000	613,000	575,000	565,000	H17.1.1	312,000	271,000	252,000	
	広川町	19,821	807,000	643,000	595,000	595,000	H11.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役・収入役・教育長5%減額 H16.4.1～H18.3.31 平成13年より減額措置
以上19団体平均(口)		757,184	611,342	574,500	563,189			305,895	258,789	242,842	
以上(イ)、(口)の平均		764,278	621,426	586,389	573,133			314,778	268,444	251,630	
人口2万人未満の町の平均		760,450	616,467	619,844	569,231			311,574	264,674	248,389	

財政状況比較

区分	団体名	人口 (H17.3.31 現在)	平成15年度財政状況より			
			歳入総額(千円)	歳出総額(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数
近隣町 (鞍手・遠賀郡)	鞍手町	19,547	7,814,612	7,687,486	88.9	0.44
	小竹町	9,730	6,398,566	6,254,472	94.8	0.30
	若宮町	10,055	4,546,898	4,417,523	92.4	0.34
	宮田町	21,150	8,347,315	8,164,739	91.0	0.70
	芦屋町	16,467	12,742,393	12,531,856	105.8	0.37
	遠賀町	19,547	7,010,368	6,890,072	85.3	0.56
	水巻町	31,277	8,245,226	8,055,051	86.6	0.47
	岡垣町	31,693	8,400,100	8,125,419	78.9	0.49
一〇〇〇人以上 二〇〇〇人未満	赤池町	10,041	5,213,891	4,935,577	89.9	0.26
	嘉穂町	10,068	5,555,496	5,164,366	89.4	0.25
	朝倉町	10,103	4,482,448	4,369,727	83.2	0.30
	庄内町	10,480	5,289,964	5,076,795	97.4	0.44
	糸田町	10,568	4,868,686	4,463,741	94.1	0.23
	筑穂町	11,294	5,593,778	5,360,591	99.1	0.33
	椎田町	12,109	6,499,586	6,363,501	89.9	0.33
	立花町	12,279	5,718,900	5,400,417	89.8	0.24
	添田町	12,575	6,866,773	6,677,729	101.9	0.21
	香春町	13,235	6,591,792	6,379,713	89.3	0.34
	二丈町	13,699	5,128,827	4,831,587	87.2	0.38
	黒木町	14,189	8,762,921	8,467,073	87.6	0.25
	大木町	14,416	4,745,268	4,538,122	87.8	0.49
	高田町	14,708	5,161,911	4,745,296	87.5	0.35
	桂川町	14,977	6,306,565	6,171,247	102.2	0.33
	大刀洗町	15,592	5,549,647	5,393,463	78.7	0.42
志摩町	17,684	5,853,342	5,685,997	86.9	0.38	
稲築町	19,643	7,826,499	7,574,575	103.9	0.33	
広川町	19,821	6,379,020	6,175,780	88.5	0.53	

用語の解説

【経常収支比率】

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。これは、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当とされ、それぞれ80%、75%を超えると注意を要するとされている。

【財政力指数】

基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値をいう。これはその団体の財政力を示すものであり、指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	10		2. 担当専門部会	財政専門部会																										
			3. 担当部署	企画財政課・建設課																										
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																												
5. 中分類	2	歳出																												
6. 小分類（基本目標）	6	公共事業等の見直し																												
7. 細分類	1	公共事業の見直し																												
8. 具体的改革項目	1	公共事業(町単独土木事業費)の抑制																												
9. 実施概要	<p>町単独土木事業における新規事業の実施を見送り、事業費の削減を図るものとする。ただし、災害分及び緊急を要する事業に限り実施する。また、継続分については実施を原則とするが、実施時期については先送りも考慮するものとする。</p> <p>なお、受益者に工事費の一部を負担させることについては、他町の状況を調査し、導入について検討する。</p> <p>財政シュミレーションによる平成18年度から平成21年度までの、4年間の町単独土木事業費922,184千円から、実施予定事業費311,240千円を差し引きし、610,944千円を削減目標とする。</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町単独土木事業費</th> <th>財政シュミレーション</th> <th>実施予定事業費</th> <th>差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>247,046千円</td> <td>83,185千円</td> <td>163,861千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>263,046千円</td> <td>94,885千円</td> <td>168,161千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>212,046千円</td> <td>53,085千円</td> <td>158,961千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>200,046千円</td> <td>80,085千円</td> <td>119,961千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>922,184千円</td> <td>311,240千円</td> <td>610,944千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>922,184千円 - 311,240千円 = 610,944千円(削減目標額)</p>							町単独土木事業費	財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額	平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円	平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円	平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円	平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円	計	922,184千円	311,240千円
町単独土木事業費	財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額																											
平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円																											
平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円																											
平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円																											
平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円																											
計	922,184千円	311,240千円	610,944千円																											
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月																							
						12. 到達年月	H22年03月																							
						13. 公表時期	実施期間 終了後																							
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		610,944	千円																						
					内 訳	A 支出の削減	610,944	千円																						
						B 収入の増額		千円																						
						C 支出の増額	千円																							

町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

		18年度事業費	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	18年度から21年 までの事業費合計
財政シュミレーションによる投資的経費の 額(町単独土木事業費分)		247,046	263,046	212,046	200,046	922,184
町 単 独 事 業 費	道 路 橋 梁 費	50,671	65,671	23,871	50,871	191,084
	道 路 新 設 改 良 費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	治 水 堤 防 費	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
	用 排 水 路 費	18,514	15,214	15,214	15,214	64,156
	計	83,185	94,885	53,085	80,085	311,240
削減目標額		163,861	168,161	158,961	119,961	610,944

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	11	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	保険課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	2	歳出						
6. 小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し						
7. 細分類	1	扶助費及び報償費の見直し						
8. 具体的改革項目	1	敬老祝金の支給対象者の見直し						
9. 実施概要	<p>敬老祝金について、80歳以上の人に支給しているが、これを80歳・90歳・100歳に達した年に支給をすることとする。ただし、100歳以上は毎年支給する。それに伴う削減目標を、11,744千円とする。</p> <p>平成17年度支給総額 6,591千円 80歳～90歳未満 978人×@ 5,000円 4,890千円 90歳以上 243人×@ 7,000円 1,701千円</p> <p>平成18年度予定額 3,150千円 80歳 181人×@10,000円 1,810千円 90歳 51人×@20,000円 1,020千円 100歳以上 16人×@20,000円 320千円(毎年支給)</p> <p>平成19年度推計 3,440千円 80歳 170人 90歳 65人 100歳以上 22人</p> <p>平成20年度推計 3,820千円 80歳 172人 90歳 76人 100歳以上 29人</p> <p>平成21年度推計 4,210千円 80歳 201人 90歳 69人 100歳以上 41人</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		11,744 千円
						内 訳	A 支出の削減	11,744 千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

敬老祝い金に関する対象者及び交付金額の推移

(単位:円)

年齢	祝い金	18年度		19年度		20年度		21年度	
		対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80歳	10,000	181	1,810,000	170	1,700,000	172	1,720,000	201	2,010,000
90歳	20,000	51	1,020,000	65	1,300,000	76	1,520,000	69	1,380,000
100歳	20,000	4	80,000	6	120,000	7	140,000	12	240,000
101歳以上	20,000	12	240,000	16	320,000	22	440,000	29	580,000
合計		248	3,150,000	257	3,440,000	277	3,820,000	311	4,210,000

(注意:対象者数の増減は、転居及び死亡等の理由により推計できないため、平成17年9月30日現在の人口を年度ごとに計上)

敬老祝い金に関する近隣市町の状況

[平成17年度]

	鞍手町	直方市	小竹町	宮田町	若宮町	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町
敬老祝い金等の 支給対象者及び 支給額	<祝い金> 80歳～89歳 5,000円 90歳以上 7,000円	<祝い金>商品券 88歳 30,000円 100歳以上 50,000円	<祝い金> 88歳 10,000円 100歳以上 30,000円	<祝い金> 70歳～79歳 3,000円 80歳～89歳 4,500円 90歳～99歳 5,500円 100歳以上 30,000円	<祝い品> 80歳 5,000円 88歳 5,000円 99歳 5,000円	<祝い金> 75歳 5,000円 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	<祝い金> 70歳以上 20,000円	<祝い金> 72歳 5,000円 77歳 10,000円 88歳 30,000円 99歳 200,000円	<祝い金> 77歳 15,000円 88歳 30,000円	<祝い品> 88歳 8,000円 100歳以上 20,000円
	【対象者】 1,221人 80歳～89歳 978人 90歳以上 243人	【対象者】 191人 88歳 177人 100歳以上 14人	【対象者】 55人 88歳 50人 100歳以上 5人	【対象者】 4,471人	【対象者】 176人	【対象者】 1,292人	【対象者】 2,500人	【対象者】 683人 72歳 330人 77歳 271人 88歳 77人 99歳 5人	【対象者】 433人 77歳 343人 88歳 90人	【対象者】 61人 88歳 57人 100歳以上 4人
備考	総支給額 6,591,000円		平成17年度改正			<祝い品> 90歳以上 対象者 435人	平成18年度改正予定 70歳 10,000円 77歳 20,000円 88歳 30,000円 100歳 100,000円	平成17年度改正	<祝い品> 88歳以上 3,000円 対象者 507人	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	12	2.担当専門部会	財政専門部会																											
		3.担当部署	企画財政課・総務課・建設課・産業課・まちづくり対策課・福祉課・学校教育課																											
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																												
5.中分類	2	歳出																												
6.小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し																												
7.細分類	2	投資的経費の削減																												
8.具体的改革項目	1	投資的経費の削減																												
9.実施概要	<p>平成18年度から平成21年度までの、4年間の財政シュミレーションによる投資的経費のうち、町単独事業が主な土木費を除く349,990千円から、実施予定事業費248,520千円を差引いた101,470千円を削減目標とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">財政シュミレーション</th> <th style="width: 20%;">実施予定事業費</th> <th style="width: 20%;">差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: right;">291,790千円</td> <td style="text-align: right;">215,520千円</td> <td style="text-align: right;">76,270千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: right;">36,200千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">25,200千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">349,990千円</td> <td style="text-align: right;">248,520千円</td> <td style="text-align: right;">101,470千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">349,990千円 - 248,520千円 = 101,470千円(削減目標額)</p>							財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額	平成18年度	291,790千円	215,520千円	76,270千円	平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円	平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円	平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円	計	349,990千円	248,520千円	101,470千円
		財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額																										
平成18年度	291,790千円	215,520千円	76,270千円																											
平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円																											
平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円																											
平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円																											
計	349,990千円	248,520千円	101,470千円																											
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月																							
						12.到達年月	H22年03月																							
						13.公表時期	実施期間 終了後																							
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		101,470	千円																						
					内 訳	A 支出の削減	101,470	千円																						
						B 収入の増額		千円																						
						C 支出の増額	千円																							

主要事業実施計画総括 年度別集計表

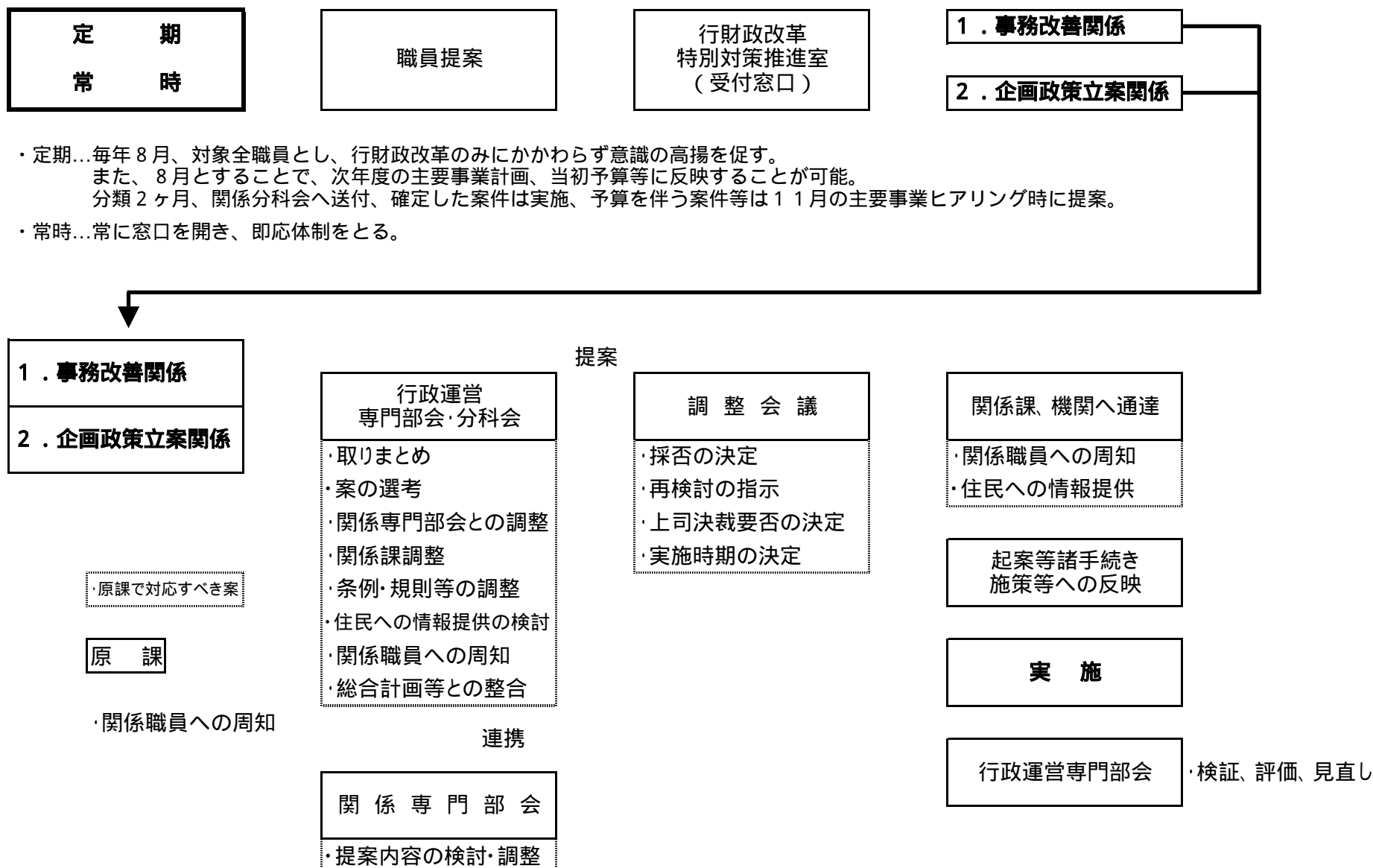
単位:千円

年 度		18年度事業費	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	計
財政シュミレーションによる 投資的経費(土木費を除く)		291,790	36,200	11,000	11,000	349,990
実施 予定 主要 事業	労働費	177,000	0	0	0	177,000
	消防費	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000
	小学校費	27,520	0	0	0	27,520
	計	215,520	11,000	11,000	11,000	248,520
削減目標額(土木費を除く)		76,270	25,200	0	0	101,470

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	13		2. 担当専門部会	行政運営専門部会			
			3. 担当部署	総務課			
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し					
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）					
8. 具体的改革項目	1	職員提案制度の導入					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったが、事務の簡素化・迅速化を図る過程における職員の関わりについて見直し、4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>職員提案制度を導入することで、職員個人あるいは係・グループによる、職場環境や組織のあり方、事務・事業の改善案などを気軽に提案できる機会を創出でき、また、職員提案を、積極的に採用・実施することで、職員の意欲の向上、企画政策力の形成を図るとともに、事務・事業の能率の向上、経費の節減等につながると思われる。</p> <p>具体的には、職員提案制度の規程を策定し、事務改善、企画政策、組織のあり方など、町政全般に関する第1回の提案募集を、平成17年11月に実施し、その後、毎年8月に全職員を対象に実施する。さらに、常時職員提案を受け付ける窓口を開設し、当分の間、行財政改革特別対策推進室を充てることとする。</p> <p>また、事務改善、企画政策に係る推進体制を平成17年度中に確立し、関係課、関係機関への指示や、町政への反映など、職員提案制度の運用を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月
						12. 到達年月	H22年03月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、上記の職員提案制度の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。				15. 財政的效果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

8-1-1 . 職員提案制度の導入



関係専門部会構成員...関係専門部会および他の専門部会より2名を選出した構成とする。
必要により、専門職員等関係者の出席を要請できる。

鞍手町職員提案制度に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、広く職員から町行政の向上に寄与する意見や、事務事業、業務の効率化に関する意見（以下「提案」という。）を求め、この提案により実施する制度を設けることで、職員の研究心、政策形成能力及び勤労意欲を高めるとともに、広範な政策の推進や、行政能率の向上を図ることを目的とする。

（提案者の資格）

第2条 職員（鞍手町職員定数条例（昭和31年鞍手町条例第5号）第1条に定める職員をいう。）は、すべて、単独又は共同で提案を行うことができる。

（提案の内容）

第3条 提案は、職員の創意工夫によるもので、その内容は次の各号に該当するものでなければならない。

- （1）本町の政策の企画、立案及び遂行に貢献するもの
- （2）本町の施策として斬新であるもの
- （3）町民サービスの向上に役立つもの
- （4）事務及び作業の能率の向上に役立つもの
- （5）労力及び経費の節減になるもの
- （6）収入の増加が期待できるもの

2 提案の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、提案として取り扱わない。

- （1）明らかに不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- （2）職員個々の採用、異動、賞罰等の人事及び勤務条件に関するもの

（提案の種類）

第4条 提案は、次の2種類とする。

- （1）一般提案 第3条第1項各号に定める提案
- （2）特別提案 特定の事項に関し、課題や期間を定め募集する提案

（提案の時期）

第5条 一般提案は、随時行うことができる。

2 特別提案は、定められた期間内に提出するものとする。

（特別提案の募集）

第6条 町長は、特定の事項に関し、広く意見を求めることが適当と認められるときは、特別提案を募集することができる。

2 特別提案の募集に当たっては、課題や提出期間等必要な事項を定め、職員に周知するものとする。

（提案の奨励）

第7条 所属長は、職員の事務事業改善に係る提案活動を積極的に支援し、奨励に努めるものとする。

(提案方法及び受理等)

第8条 提案者は、提案書(様式第 号)に必要事項を具体的に記入し、参考資料等を添えて、鞍手町行財政改革推進室(以下、推進室)に提出しなければならない。

- 2 推進室は、提案書を受理したときは、該当提案書に受付番号を付して、提案受付簿(様式第 号)に登録しなければならない。
- 3 推進室は、前項の規定により受理した提案書については、提案者の所属、職、氏名を秘して、該当提案書を行政運営部会長に送付しなければならない。

(関係専門部会長の意見)

第9条 各専門部会長は、行政運営部会長から提案書の協議を受けたときは、提案書の所定の欄に意見を付して、速やかに行政運営部会長に回付しなければならない。

(職員提案審査委員会)

第10条 提案の内容を審査するため、鞍手町職員提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)をおく。

- 2 審査委員会は、鞍手町行財政改革推進本部調整会議委員を持って組織する
- 3 委員長は、助役をもって充てる
- 4 審査委員会の庶務は、鞍手町行財政改革推進室が行う

(提案の審査)

第11条 提案の審査は、実現性及び実施の効果、経済効果等の要素を勘案して審査しなければならない。

- 2 委員長は、必要に応じて提案事項に係る職員の意見を聴取し、又は提案者を審査会に出席させて説明を求めることができる。
- 3 提案の審査は、特別の事情がある場合を除き、提案者の所属及び職、氏名を秘して行わなければならない。

(町長への報告)

第12条 委員長は、提案の審査を終了したときは、各審査委員の提案審査表(様式第 号)を取りまとめのうえ、町長に提出しなければならない。

(提案の採否)

第13条 町長は、提案書及び提案審査表を参考として、次の各号に掲げる事項のいずれかに採否を決定し、提案者に提案審査結果通知書(様式第 号)を通知するものとする。

- (1)採用 提案内容の全部又は一部について、実施することが適当と認められる提案、又は事務事業の運営向上に著しく示唆を与えることができると認められる提案。
- (2)保留 直ちに採用を決定することができず、さらに調査研究を要する提案。

(3) 不採用 実施が不可能又は不適當な提案。

(保留提案の取扱)

第 14 条 審査会は、前条の規定する保留の決定を受けた提案（以下「保留提案」という。）で、さらに調査研究することによって、採用の決定を受ける可能性があるものについては、行政運営専門部会長を通じ、提案者に助言等の援助をしなければならない。

(提案事項の実施等)

第 15 条 町長は、採用の決定をした提案については、内容に応じ、その全部又は一部を所管課局長に実施させるものとする。

前項の規定により提案事項を実施する所管課局長は、提案実施計画書（様式第 号）を作成し、行政運営専門部会長を通じ、町長の承認を得なければならない。

所管課局長は、提案事項を実施した場合は、提案実施報告書（様式第 号）を作成し、行政運営専門部会長を通じ、町長及び審査委員会に報告しなければならない。

(提案の周知)

第 16 条 採用となった提案については、提案者の所属及び職、氏名、提案の内容について、職員に公表する。

(提案事項に係る諸権利)

第 17 条 この提案に関するすべての権利は、町に帰属する。

(補則)

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 月 日から施行する。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	14	2. 担当専門部会	行政運営専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	3	行政運営							
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し							
7. 細分類	1	事務処理方法の改善							
8. 具体的改革項目	2	決裁規程の見直し							
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、事務の簡素化・迅速化について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>実施にあたり、第1段階として、支出負担行為決議書及び支出伝票、調定兼収入伝票について調査した結果、現行では、収入及び支出について500万円以上は町長決裁、500万円未満は助役決裁となっている。</p> <p>別紙資料の伝票件数調べで、総件数が収入では約3,400件、支出は約17,100件で、内、助役決裁は税以外の収入で約3,200件、支出で約16,800件ある。</p> <p>支出については毎月20日前に支出請求書の締切りとなっており、この時期に決裁が集中する。</p> <p>そこで、購入契伺等については現行どおりとし、30万円未満までの決裁権限を所管課局長、病院長（水道課は現行どおりとする。）に委譲したとき、収入約2,900件、支出約15,000件の助役決裁に要する事務処理時間の短縮が図られることから、試行実施する。</p> <p>よって、決裁権限委譲の上限額、購入契伺等の収入・支出に限定したものとするかの検討及び財務規則等の改正を、平成17年度中に行い、試行実施を平成18年度と定め、その結果を公表する。なお、その他の決裁規定についても見直しを行い、庁内分権を推進していくこととし、新たな案件については、実施に関する個表を追加するものとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年4月		
						12. 到達年月	H19年3月		
						13. 公表時期	平成18年度終了後		
14. 指標 （評価の方法）	試行期間終了後、現在の助役決裁の内、収入2,900件、支出15,000件を削減目標とし、その到達率を評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
C 支出の増額	千円								

収入伝票件数調(会計・款別)

会計名	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
一般会計	1,804	574	165	52	201	87	2,883
国民健康保険事業特別会計	288	22	2	3	34	58	407
老人保健特別会計	0	9	0	0	22	43	74
鞍手町かんがい揚排水施設維持管理運営費特別会計	3	0	3	0	5	2	13
住宅新築資金等特別会計	0	2	0	1	1	0	4
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	16	11	0	1	0	8	36
鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	3	1	1	0	3	0	8
計	2,114	619	171	57	266	198	3,425

支出伝票件数調

節	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
報酬	1	34	50	5	26	1	117
給料	0	0	20	62	247	24	353
職員手当	459	1,107	194	20	98	19	1,897
共済費	48	431	188	77	86	1	831
賃金	183	849	768	0	12	0	1,812
報償費	266	502	55	4	1	1	829
旅費	499	263	27	2	3	0	794
交際費	0	10	5	0	0	0	15
需用費	1,488	1,787	431	129	120	0	3,955
役務費	446	350	91	3	8	0	898
委託料	147	528	499	96	152	15	1,437
使用料及び賃借料	333	422	76	13	41	0	885
工事請負費	0	1	5	5	101	78	190
原材料費	63	138	12	4	0	0	217
公有財産購入費	0	2	12	4	14	1	33
備品購入費	39	146	66	16	18	0	285
負担金補助及び交付金	308	690	224	114	178	136	1,650
扶助費	307	217	101	14	46	19	704
貸付金	0	0	0	0	2	1	3
補償補填及び賠償金	4	17	20	16	11	2	70
償還金利子及び割引料	16	28	10	6	25	30	115
積立金	3	5	2	0	2	5	17
公課費	7	13	0	1	0	0	21
繰出金	0	0	0	0	5	14	19
計	4,617	7,540	2,856	591	1,196	347	17,147

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	15	2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
		3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し					
7. 細分類	1	事務処理方法の改善					
8. 具体的改革項目	3	事務処理の一元化					
9. 実施概要	<p>事務処理方法の改善にあたり、既存の事務の方法や手順について全面的な検証・見直し・改善を行っていく必要がある。しかし、検証・見直し・改善の作業は相当な量となるため、一度に全部を行うのは困難と思われるが、効率的な行政運営を進め、多様化する住民ニーズやますます増大する事務事業に対応していくためにも、セクション主義に囚われない事務改善を行わなければならない。</p> <p>そこで、事務処理のスピードアップと省力化を図るため、現在各課で行っている共通の事務について一元化を図るものとする。</p> <p>各課局の共通の事務項目である給与費支払事務について、現在、各課にて決裁を行っている210件（総務課人事係を除く）を、試行の第1段階として、総務課人事係が決裁まで一括して行うことにより、各課局の係においては事務処理、決裁にかかる時間の節約となる。</p> <p>さらに、試行の検証結果を踏まえつつ個々の事務の見直しを進め、他の事務についても、できるものは一元化を拡大し、事務の簡素化・効率化を推進する。</p> <p>よって、平成18年度に一部試行する。また、一元化ができる事務についての調査を継続し、更なる拡大については検討期間を平成18年度として定め、検討終了後、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加する。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	試行期間終了後、現在の給与費支払事務決裁、210件を削減目標とし、その到達率を評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	16	2. 担当専門部会	行政運営専門部会								
		3. 担当部署	総務課								
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進									
5. 中分類	3	行政運営									
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し									
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）									
8. 具体的改革項目	4	電算システムの活用促進									
9. 実施概要	<p>現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。</p> <p>現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。</p> <p>そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体とした職員による、情報交換・研究を実施し、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに伴い、事務の簡素化・効率化を推進する。</p>										
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月				
						12. 到達年月	H18年12月				
						13. 公表時期	実施期間 終了後				
14. 指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円				
	検討後の公表内容						内 訳	A 支出の削減			千円
	1. 電算システムの能力アップに伴い、新たに反映することとした案件について							B 収入の増額			千円
					C 支出の増額			千円			

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	17	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	9	行政評価の定着						
7. 細分類	1	行政評価の導入						
8. 具体的改革項目	1	行政評価の導入						
9. 実施概要	<p>行政運営において、限られた財源で効率的・効果的に、且つ質の高い行政サービスの実現を目指し、「どれだけの効果があったか」などをチェックするために、行政評価の導入を図る。</p> <p>行政評価は、事務事業の目的に応じた評価手法があり、行財政改革の具体的改革項目の指標を設定して達成度を評価するのほひとつの手法であり、施策効果の事後チェックや事務事業の投入コストと有効性、進捗状況・成果・効率などを調査・分析・評価し、この評価結果を基に、次の計画、企画等に、また事業の縮減、廃止等に反映させるなど、行政の現状を認識し行政課題を見出す手段となる。さらには、職員の意識改革や組織改革にもつなげるという活動に他ならない。</p> <p>そこで、行政評価の導入にあたっては、施策・事務事業等の導入する範囲、その場合の手法などを検討するとともに、地方公共団体のチェック機能を果たすものとして、予算、その執行状況、決算といった段階における、審議、監査機関としての議会、監査委員それぞれの位置付けについても整合性を図る必要がある。</p> <p>よって、行政評価の導入の是非を含め、平成18年度を検討期間として定め、先進地事例調査、研究及び資料の収集、導入計画（案）などの検討を行う。また、行財政改革に係る具体的改革項目の評価を、職員の試行・実践として捉え、職員が評価の目的を理解・認識するためのステップとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度終了後	
14. 指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。				15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円		
	検討後の公表内容					内 訳	A 支出の削減	千円
	1. 導入の是非について						B 収入の増額	千円
2. 導入する場合の手法について				C 支出の増額	千円			
3. 導入する場合の時期や範囲について								

参考例

事務事業評価シート（行財政改革一般用）

1. 概要

事務事業の名称		会計区分	担当部署
給与費支払い事務		一般会計	総務課人事係
		特別会計	評価表審査責任者
		企業会計	行財政改革推進室 諸富
上位	主たる上位計画	第4次行財政改革大綱	
施策	従たる計画	第4次行財政改革集中改革プラン実施計画に基づく事務事業の見直し	
目的	事務処理方法の改善		
事業内容 (実施内容)	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化する。		
成果	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化し、一括処理することで各課局の係における事務処理、決裁に要する時間の短縮と省力化が図れた。		
評価	十分な成果が上がっている		成果は上がっているが十分ではない
	成果が上がっていない		
検証	[理由] 給与支払い事務を一元化したことにより、各課局担当(総務課、企業会計を除く)の支出負担行為兼支出命令書の作成および上司の決裁が不要となり事務の簡素化が図れた。		
	終了・廃止	事業の目的が達成された 一定の成果はあった 成果が見込まれない その他(
事業の見直し	継続		
	[事業の必要性等の説明] 事務改善の目的達成の検証結果を踏まえ、今後も事務の簡素化を推進するため継続していく必要がある。		
目標	[再評価の時期] 平成 年 月		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	18		2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
			3. 担当部署	全庁				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上						
7. 細分類	1	住民ニーズの把握						
8. 具体的改革項目	1	住民ニーズの把握						
9. 実施概要	<p>行財政改革において、少子・高齢化が進む現代社会で、複雑・多様化する行政需要に対応するため、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。</p> <p>そのためには、「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の確保・遂行を図りながら、住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質・量の改善を推進することにより、サービスをより効率的・効果的に提供し、また、職員一人ひとりが従来の価値観・発想から脱却し、住民の視点に立ち、事務事業の改善などに取り組む必要がある。</p> <p>以上のことを踏まえ、行政情報の積極的な公表・公開により、行政運営の透明性の確保・遂行、住民参画の推進により、住民志向による行政サービスを提供できるよう、また、現在実施している「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も活用しながら住民ニーズの把握に努めることとする。</p> <p>よって、住民ニーズの把握は、行政運営に係る具体的方策の実施項目となる行政情報の公表公開、透明性の確保、説明責任の確保・遂行、住民参画推進、事務事業の改善などと連動することから、平成18年度に検討を行うこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15. 財政的效果 (再掲) A+B-C	0 千円		
	検討後の公表内容					内 訳	A 支出の削減	千円
	1. 住民ニーズの把握に関する、取り組み状況について						B 収入の増額	千円
				C 支出の増額	千円			

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	19	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	4	協働						
6. 小分類（基本目標）	11	情報の公開と共有						
7. 細分類	1	行政情報の公表公開						
8. 具体的改革項目	1	行政情報の公表公開						
9. 実施概要	<p>公共サービスを提供している地方自治体にとって、住民はサービスの受益者であり、その受益者である住民の満足度向上には「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の要件を満たすことが重要であり、行政情報の共有による行政運営の透明性の確保を図り、相互信頼の醸成を図っていく必要がある。</p> <p>よって、行政情報の公表公開の検討を、個人情報保護に留意するなど慎重に対応していく必要があるため、平成18年度に検討を行うこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。					15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円	
	検討後の公表内容						内 訳	A 支出の削減
	1. 取組方針について					B 収入の増額		千円
	2. 公表公開の手法について					C 支出の増額		千円
3. 公表公開する分野・範囲・時期について								

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	20	2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
		3. 担当部署	全庁				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	4	協働					
6. 小分類（基本目標）	12	住民参画の推進					
7. 細分類	1	住民参画の推進					
8. 具体的改革項目	1	住民参画の推進					
9. 実施概要	<p>住民参画を推進するうえで、住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことが必要となる。</p> <p>現在、施策、事務事業を進める中で、フォーラム方式、公聴会、地元への事業説明会などを行ってきたところであるが、さらに、住民意見の反映を図る機会の創出が必要である。</p> <p>そこで、まちづくりにおけるハード・ソフト事業の遂行にあたり、それぞれの事業の特性による住民参画可能な施策、事業などの分野、構想、計画、実施などの段階における住民参画のあり方について総体的に検討する必要がある。</p> <p>よって、平成18年度を検討期間として定め、アンケート方式、ヒアリング方式、シンポジウム方式、ワークショップ方式などの手法を活用するための、基本方向・方針について検討を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。				15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円	
	検討後の公表内容 1. 基本方向、方針について 2. 住民参画の手法について 3. 住民参画の範囲・段階・時期について					A 支出の削減	千円
					内 訳	B 収入の増額	千円
					C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	21	2.担当専門部会	行政運営専門部会				
		3.担当部署	全庁				
4.大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5.中分類	4	協働					
6.小分類（基本目標）	13	住民と行政との協働					
7.細分類	1	住民団体の育成・支援					
8.具体的改革項目	1	住民団体の育成・支援					
9.実施概要	<p>「住民と行政の協働」を住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することと定義し、例として、地震、水害など大規模な災害が起きた際に、行政、住民、ボランティア、企業等が、協働で防災活動を行う危機管理システムの組織化など多様な手法があり、鞍手町としての協働のあり方、方向性を確立していく必要がある。</p> <p>そこで、協働を進める過程において、住民団体、ボランティア、企業、NPO法人等の育成・支援など、協働による取り組みを始める前に、予め行っておくべき課題等の整理が必要であり、その準備段階として、行政内部の体制整備、職員の人材育成、協働の可否判断、現状の組織体制のあり方、適切な手法の導入などの課題整理のため、行政において協働に係る調査・研究を行う必要がある。また、協働による事業を適切・効果的に推進するため、行政情報の公表公開、政策立案過程等における住民参画の推進を図りながら、協働に対する住民等との意思疎通や共通理解を促すために、行政が積極的に情報発信を行い、職員の意識改革、協働推進の土壌形成・情報の共有化等の方向性を示し、「住民と行政との協働」の適切な導入・実施を段階的に促進していくこととする。</p> <p>よって、「住民と行政との協働」の手法・実施時期等の検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H19年03月
						13.公表時期	平成18年度 終了後
14.指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1.手法等の方針について 2.実施時期について				15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

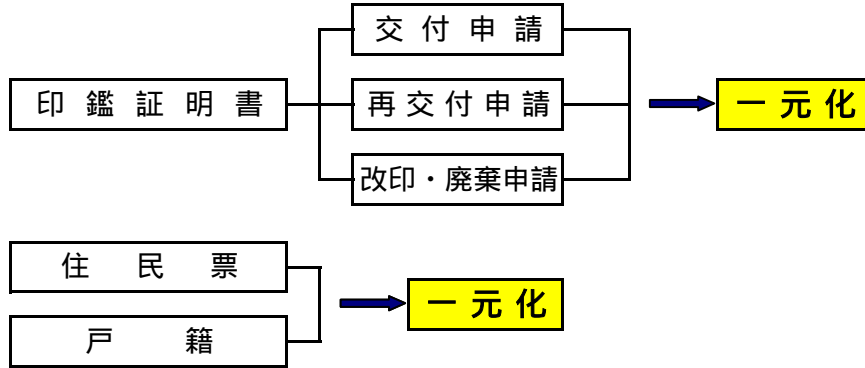
1.連番	22	2.担当専門部会	組織機構専門部会					
		3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進						
8.具体的改革項目	1	住民にわかりやすい案内図やサインの設置						
9.実施概要	<p>第3次改革の検証において、窓口サービス向上（総合窓口の設置）については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、課室局の配置図、手続き案内図やサインのあり方を見直し設置するとともに、職員による丁寧な案内にも努めるものとする。</p> <p>案内図やサインの設置にあたっては、平成17年度中に来庁者に対して聞き取り調査を行い、現状の案内図やサイン等に関する意見を取りまとめ参考にし、さらに、設置後の状況に応じて改善を重ねるものとする。</p> <p>また、各課室局の配置図と業務内容については、広報やホームページに掲載し、住民のサービス向上を図る。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
	C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

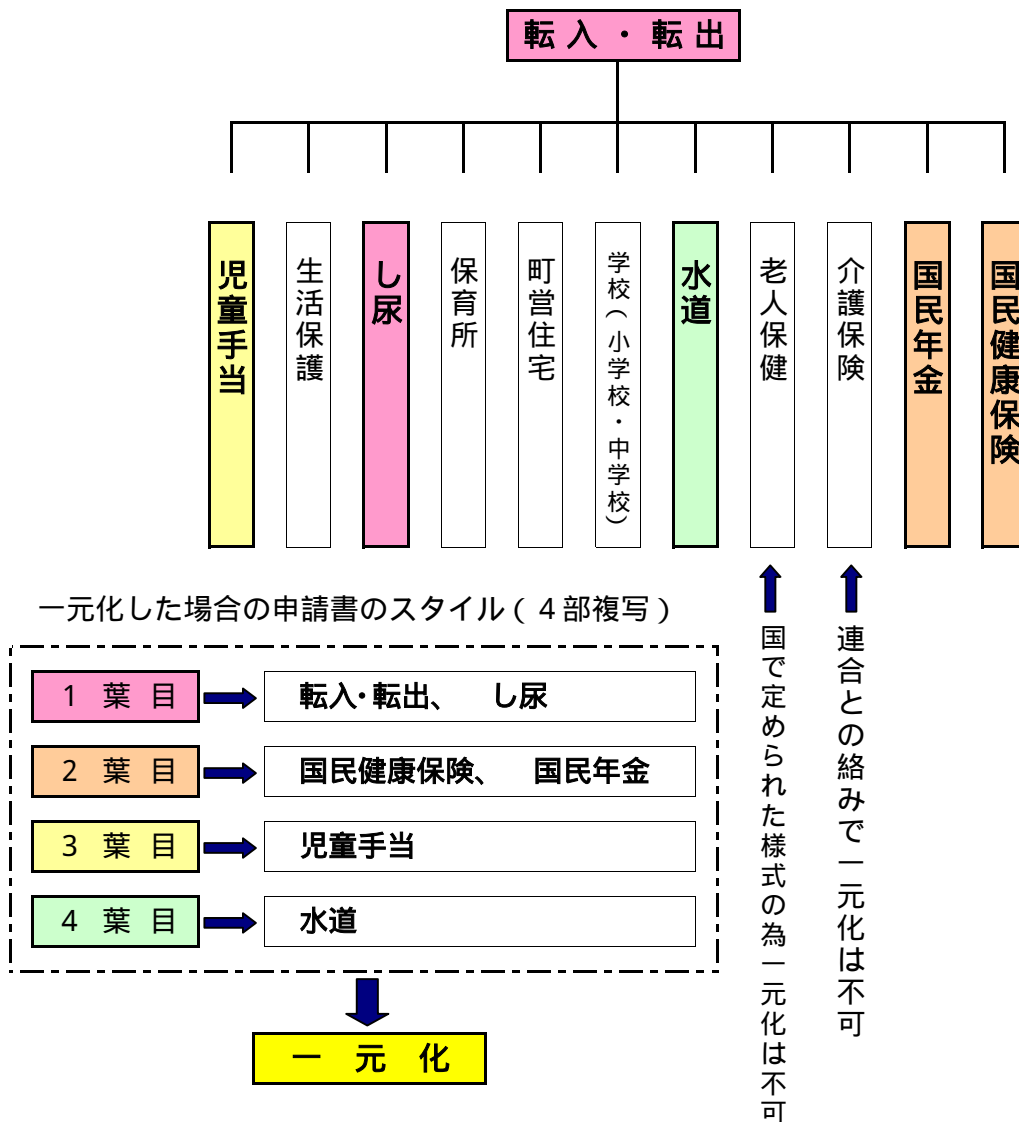
1.連番	23		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進						
8.具体的改革項目	2	申請手続きの改善						
9.実施概要	<p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、申請手続きの簡素化など住民の利便性を図るため、平成17年度中に様式の検討を行い、平成18年度から窓口申請書の一元化を実施する。</p> <p>なお、一元化できない申請様式については、可能なものはホームページに掲載し、手軽に入手できるよう改善する。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

申請手続き等の改善（案）

住民課関係の申請書の一元化（案）



転入・転出に係る多課にまたがる申請手続きの一元化（案）



第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	24		2.担当専門部会		組織機構専門部会			
			3.担当部署		総務課			
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進						
8.具体的改革項目	3	時間外窓口の設置						
9.実施概要	<p>現在、窓口の受付は、8時30分から17時15分まで行っているが、更なる住民の利便性の向上を図るため、平成18年度を試行期間として、毎週1回、17時15分～19時00分まで時間外窓口を設置する。</p> <p>その際、業務に従事する職員は交代制とし、労働基準法で定められている週40時間の労働時間を守るため、時差出勤で対応する。</p> <p>なお、この試行期間の利用状況や住民の意見（聞き取り調査）を分析し、次年度以降、引き続き開設するかどうかを決定する。また、開設するとすれば全庁的に開設するものか、それとも一部署だけを開設するものかも併せて決定する。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 （評価の方法）	<p>試行期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を分析し、その効果を評価する。</p> <p>また、次年度以降の実施の是非について、公表する。</p>					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

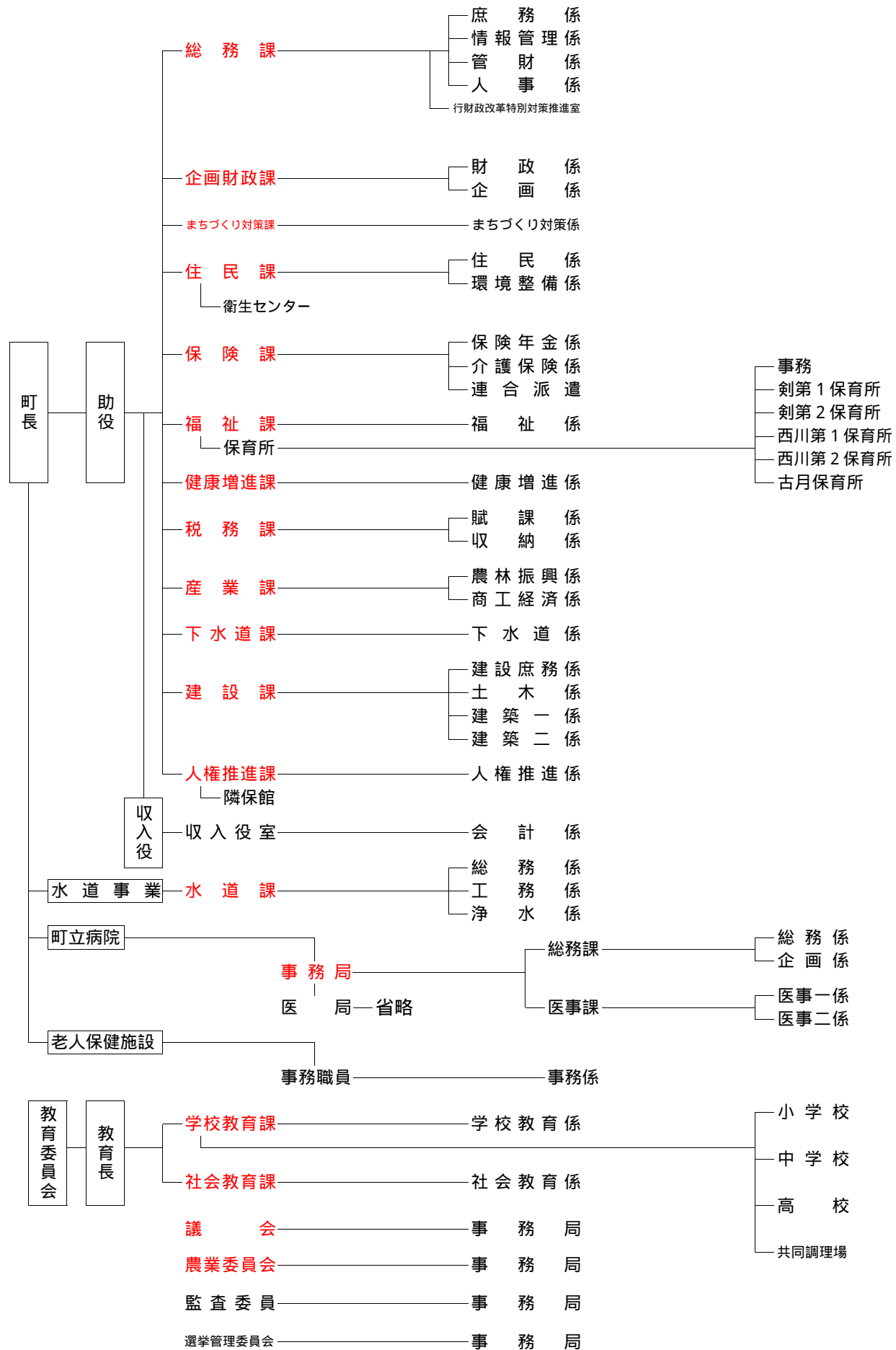
1.連番	25		2.担当専門部会		組織機構専門部会		
			3.担当部署		総務課		
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5.中分類	5	組織機構					
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成					
7.細分類	2	組織・機構の改革					
8.具体的改革項目	1	課室局の統廃合					
9.実施概要	<p>課室局の統廃合について、今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速且つ効率的に対応できる組織とするため、今後の定年退職者及び早期退職等を含めた職員定数適正化計画及び施設の統廃合との整合性を図りながら、適正な人員配置を図る。</p> <p>現在の町長部局12課を、平成18年4月から、課の統廃合及び新設、またグループ制の導入などの手法を取り入れ、平成20年4月には8課に再編する。</p> <p>また、第3次行政改革大綱において計画し未実施となっていた、「産業課長を農業委員会事務局長兼務」とする課の再編を、平成18年度に実施する。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H20年04月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、町長部局12課から8課へという削減目標への到達率により、評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

課室局の統廃合

年度	統廃合の内容
平成17年4月1日 現在	町長事務部局 1 3 課室 2 4 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 農業委員会事務局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業 老健事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業課長が農業委員会局長を兼務 ・ 総務課と人権推進課を統合し、総務人権課 ・ 収入役事務の助役兼掌に伴い、収入役室会計係を総務人権課会計班 ・ 学校教育課と社会教育課を教育委員会事務局に統合 ・ 特別収納対策課の新設 ・ 建設課とまちづくり対策課を統合し、都市建設課 ・ 産業課を産業経済課とし、事務分担の見直し ・ 上下水道事業として、水道課と下水道課を統合し、上下水道課 ・ 保育所 2 所及び学校給食共同調理場の民営化 ・ 病院給食室完全民営化に伴い病院調理師を保育所調理師へ異動 ・ 住民課と保険課を統合し、住民生活課 ・ 福祉課と健康増進課を統合し、福祉健康課
平成20年4月1日 現在	町長事務部局 8 課室 1 2 班 教育委員会 1 局 2 班 議会事務局 農業委員会事務局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 上下水道事業 1 課 2 班 病院事業 老健事業
平成21年度以降	前年度と同組織

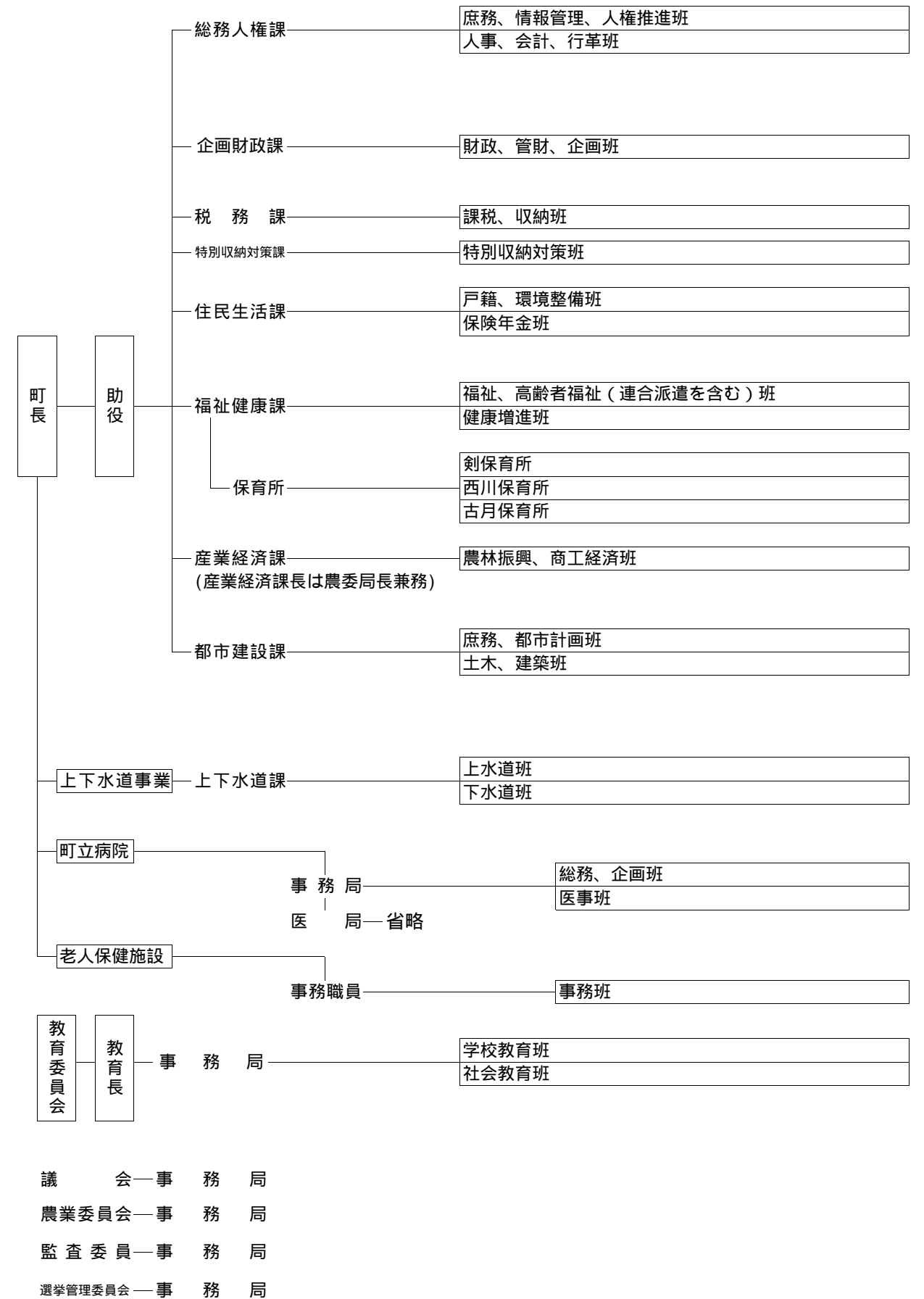
鞍手町行政機構図

平成17年4月1日現在



鞍手町行政機構図(グループ制導入)

平成20年4月1日現在



組 織 機 構 改 革 案 (計 画 実 施 3 年 目)

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26		2.担当専門部会		組織機構専門部会			
			3.担当部署		総務課			
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	3	組織の運営方法の見直し						
8.具体的改革項目	1	グループ制の導入						
9.実施概要	<p>従来の縦割りでなく、横断的に従事できるようにすることで人員の削減につながり、また、組織のフラット化により意思決定が係制に比べ迅速であるということから、近年グループ制を検討している団体がある。</p> <p>本町においても、その効果や実行性について平成17年10月から検討を行い、平成18年10月から導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	<p>実施期間終了後、グループ制の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。</p> <p>また、グループ制導入による人員削減について、その実施状況により、評価する。</p>					15.財政的效果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

グループ制の手引き

岐阜県多治見市

1 導入の背景

最近の行政需要は極めて多様化しており、内容も全体として複雑高度なものとなっております。これらの行政需要は、タテ割りの組織にまたがって発生するものであり、しかも効果的な解決には広い視野にたったの協調や連帯の機能が重要となっております。今後、市民の期待に応えうる行政を実施するため、柔軟性のある組織を築いていかなければなりません。

当市の組織は、部 - 課 - 係で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しております。この組織の長所として、指揮命令系統がはっきりしている、責任・権限が明確である、職務の一貫性が保ちやすい等があげられます。その反面、短所として組織が固定化し、課や係の間に仕切りができてセクト意識が強くはたらいっております。その結果、課や係間相互の連絡調整並びに仕事のムラや繁閑の差の調整がうまくとれなかったり、係の壁があるため有効な人材の活用ができなかったり、課や係間の仕事の間で重複やすきまが生じ効率的に処理できない場合が発生しております。

このような問題を解決するためには、組織の動態化が必要となります。部 - 課 - 係の現行組織を再編成して階層を少なくし組織の単位を拡大し、フラットな組織に組替えることが考えられます。

2 組織体系の見直し

係間事務事業の格差、繁閑期職員配置の硬直性等、これまでの係制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を目的に、平成10年10月1日から係制を廃止し、グループ制を導入することを行政改革推進本部会議において決定されました。

このため、事務事業を執行する組織の基礎単位は、係から課へと拡大し、課の中で機能的及び合理的な事務事業を遂行するためのグループを編成、活用していくこととなります。課を組織の基礎単位としたのは、政策課題別の事務事業のくくり、情報の共有範囲、OJT、勤務評定、ファイリングシステム、情報公開制度等の組織運営上から見たものです。

3 グループ制のメリット

グループ制ではどういったメリットが想定され、導入が決定されたかを整理してみます。

- (1) 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整され、職員の流動化が図られます。

今までそれぞれ2人と3人の2つの係があったものを1グループにして事務配分の調整を行い、5人のところを4人にできるようなことも想定されます。又、係間での事務量の格差も今より少なくなると思われます。

- (2) 係間の壁が取払われ、複数の職員での協業体制が取れるようになります。

集団型の組織になるため従来あった係間の壁が取払われ、グループ員の協働が進み、グループ内での職務補完が生まれます。

1人で頭を悩ませながら考えていたことが、複数の職員で協業及び企画することにより、良いアイデアが出やすくなるでしょう。

- (3) 意思決定の迅速化が図られます。

課長補佐職を実務担当者に組み込むことになるので、係長 - 課長補佐 - 課長という意思決定がグループリーダー - 課長の2階層となり、意思決定階層のフラット化及び意思決定時間の短縮が図られます。

- (4) グループ制は、課長のリーダーシップの発揮が強く求められるシステムです。

どのようなグループ(内容、職員数等)を構成するかは課長にゆだねられた権限となるため、課長のリーダーシップの発揮を強く求められるシステムとなります。課長は事務事業の問題点の把握や解決について自ら考え事務事業執行体制の確立(組織作り)に積極的に努めなければなりません。

いいかえれば、課長がリーダーシップを発揮することによって組織全体の活力を高めるだけでなく、視野の広い行政が推進されることとなります。

4 グループ制の概要

係制が係毎に定められた事務分掌に基づき、市長辞令を受けた係長が係員に指揮監督して仕事を進めていくタテ割型の体制であるのに対し、グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業に整理、分類するとともに、職員を配置したグループを編成することにより、仕事を進めていくというヨコ型の体制です。

グループ制の概要は、次のようになります。

(1) 事務分掌を課単位にします。(P4、図参照)

行政組織規則等の改正を行い、事務分掌を課単位とします。

(2) グループ編成は、課長の権限・裁量で行います。

グループは各課等が分掌する事務事業の各々の関連性、事務量、重要度、緊急度等を課長が的確に判断し、いくつかの事務事業を担当するグループを課の中に作ります。課の中で事務事業のまとめごとによりいくつかのプロジェクトチームを作ったような形態になります。又、同時に事務事業の必要性を検討し、スクラップ事業の洗い出しを行います。

グループ編成は、原則1年とし、毎年4月1日に各課で作成する年間の事務事業執行計画に基づき決定しますが、その事務事業の繁閑、特定の課題、職員の能力等を調整し、グループ編成を柔軟に変更することができます。ただし、指揮命令系統が頻繁に変わることに対する職員の混乱が生じることのないよう注意が必要です。

このグループの編成は、課長の権限・裁量によって行われ、グループが担当する事務事業を規則等では定めません。

(3) グループ員の配置は、課長の権限・裁量で行います。(P5、図参照)

係制では、5級及び6級職員には個別の補職名を示した辞令が出され、行政組織規則等で担当する事務事業が決められております。又、4級以下の職員は、課への配置辞令のみで、課長が各人に対してどの係の事務事業を担当するかを決めます。

グループ制では、5級及び6級職員についても係制の4級以下の職員と同様、課への配置辞令のみとなり、(2)で作ったグループに6級以下の職員を課長が配置します。これにより、現在の課長補佐職も実務担当者に組み込まれます。グループの細分化を防ぐため、グループ員数は原則5名以上とします。

(4) グループリーダーの決定は、課長の権限・裁量で行います。

グループが担当する事務事業の重要度、難易度、対外的責任、人間関係等を考慮し、最適な職員をグループリーダーとして課長が選任します。グループは、4級以下の職員で編成されることも想定されますので、グループリーダーは、4級以下の職員が選任されることもありえます。

なお、選任後グループリーダーとしての辞令は出しません。

(5) グループの名称は、簡単でわかりやすく。

グループの名称は、事務事業の内容を考慮し、簡単で理解しやすいものにし、名刺等にこの名称を使用します。

5 職務・役割

(1) 課長

課の所掌する事務について理解を深め、強いリーダーシップを発揮し課員を指揮します。

課内の職員間のコミュニケーションを活発化するとともに、職員の能力開発に努めます。

課員が十分な力を発揮できるよう、環境を整えます。

(2) リーダー

グループ内の調整役として所掌する事務事業の進行管理を適切に実施し、グループ内での協働体制、職務補完を図ります。

グループ内のコミュニケーションの活性化に努め情報の共有を図るとともに、課長とグループ員の調整に努めます。

6 グループ制の運用

(1) グループ編成及びグループリーダーの協議

グループ編成及びグループリーダーの把握並びにグループの細分化に歯止めをかけるために、人事異動発令後グループ編成及びグループリーダーについて市長に報告し（平成10年度は、年度途中からの実施のため、7月初旬を予定しております。）協議後、確認の通知を出します。

年度途中での軽微なグループ編成の変更についての報告は、必要ありません。

(2) 専決

専決規則上、グループリーダーは、今までの係長が持つ専決権限を有することになります。4級以下の職員がグループリーダーになった場合でも同様です。

決裁順序は、担当者 グループリーダー 課長 部長...となります。

7 職制の改正

(1) 職制の改正

職務の級	改正前の補職名	改正後の補職名
8	改正なし	
7	改正なし	
6	課長補佐、主任主査	副主幹
5	係長	総括主査
4	改正なし	
3	改正なし	
2	改正なし	
1	改正なし	

フラットな組織に組替えるために6級職員も実務担当者にとり込み、6級の補職名を「副主幹」に改め、これまでの課長補佐という職務を担っていた課長補佐及び指定の事務を担う主任主査を廃止します。（現制度運用を見ても、ほとんどの6級職員は係長を兼務しています。）課長を補佐する職務は、特定のグループに位置づけるとグループ間に上下関係が生じるため、職務内容に応じて補佐するグループを変えます。課長補佐職を廃止することにより、意思決定の迅速化を図ります。

グループ制を導入することにより、5級の補職名を「係長」から「総括主査」に改めます。

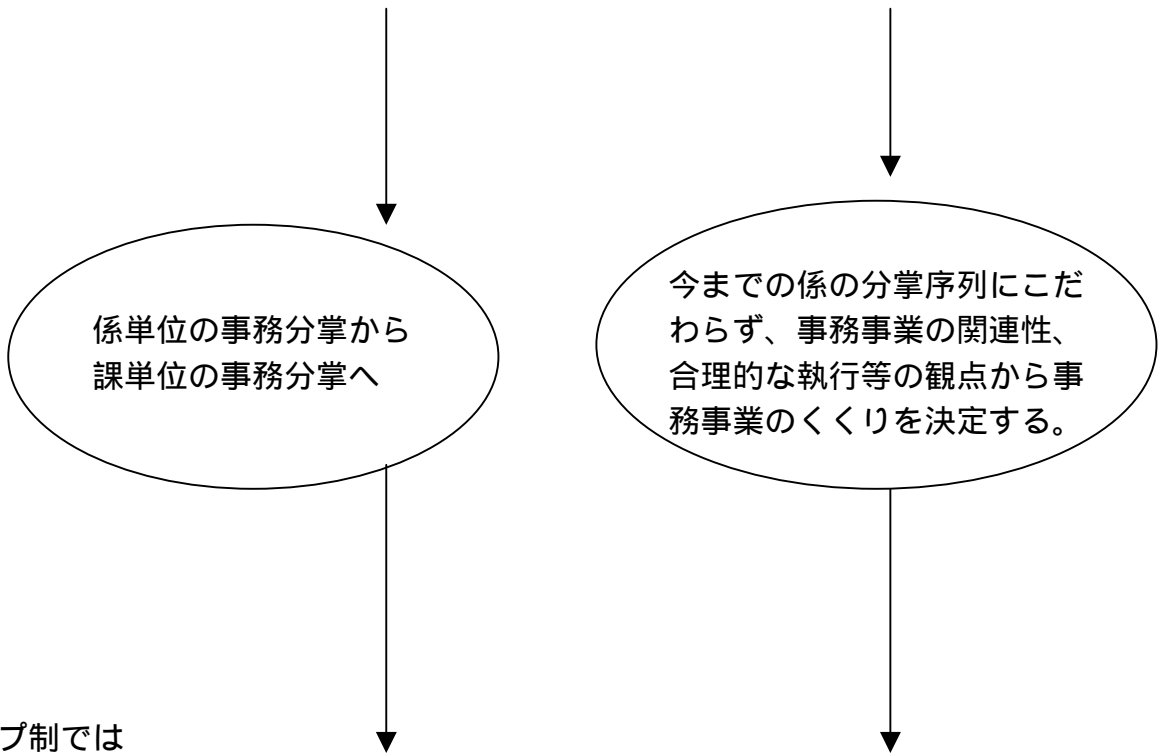
(2) 名刺の印刷例

写 真	
多治見市役所 企画部企画課〇〇グループ グループリーダー 〇〇担当	<p>→ グループ名称の記入</p> <p>→ 主に担当する事務事業の記入</p>
副主幹 氏 名	
0572(22)1111	
FAX 0572(22)0241	

グループのくくりと事務分掌

係制では

課	係	事務分掌	具体的な事務事業
課	係	1 に関すること。	a 事務事業 b 事務事業 c 事務事業
		2 に関すること。	d 事務事業 e 事務事業
	係	1 に関すること。	f 事務事業
	係	1 に関すること。	g 事務事業

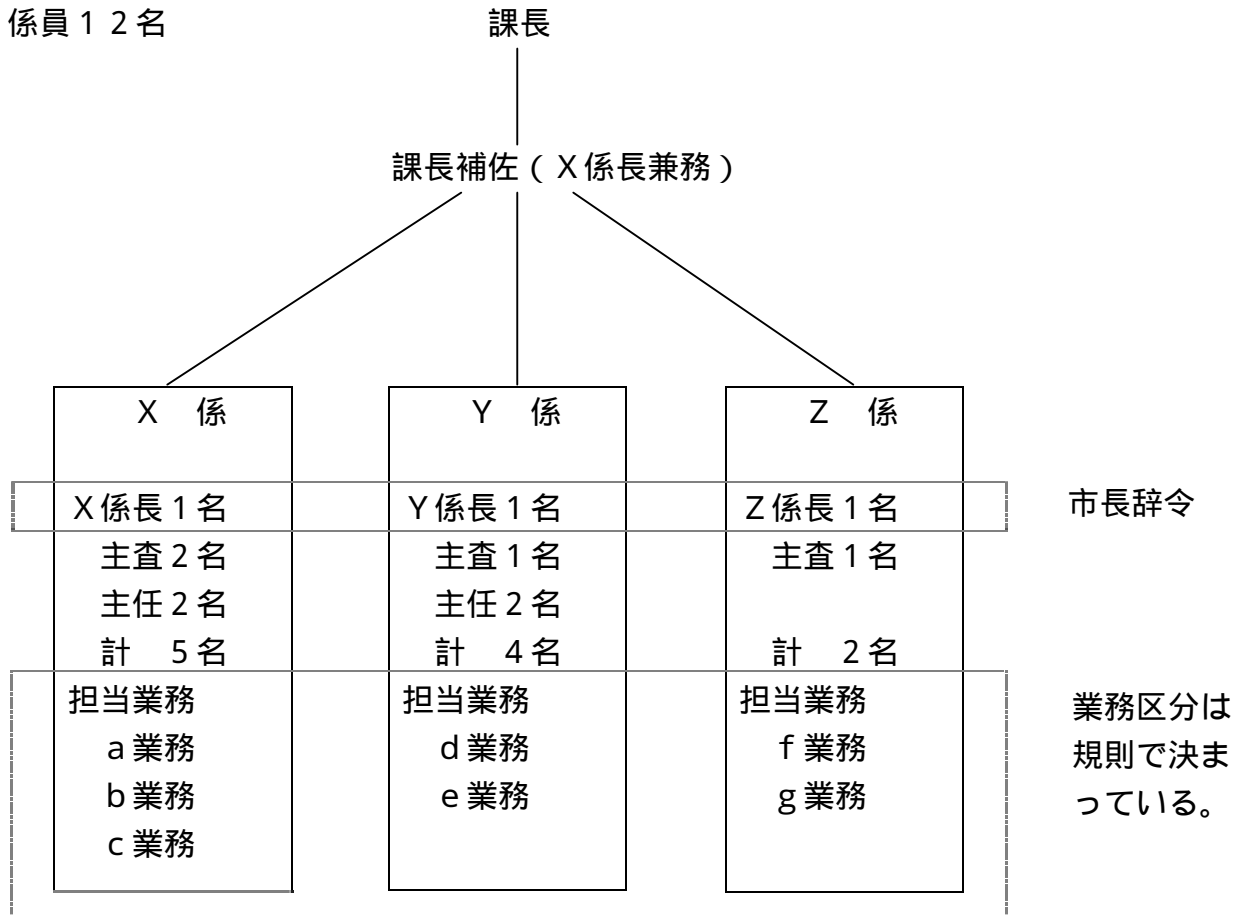


グループ制では

課	事務分掌	グループ	具体的な事務事業
課	1 に関すること。 2 に関すること。 3 に関すること。	Xグループ	a 事務事業 b 事務事業 e 事務事業
		Yグループ	c 事務事業 d 事務事業 f 事務事業 g 事務事業

係制・グループ制比較組織図

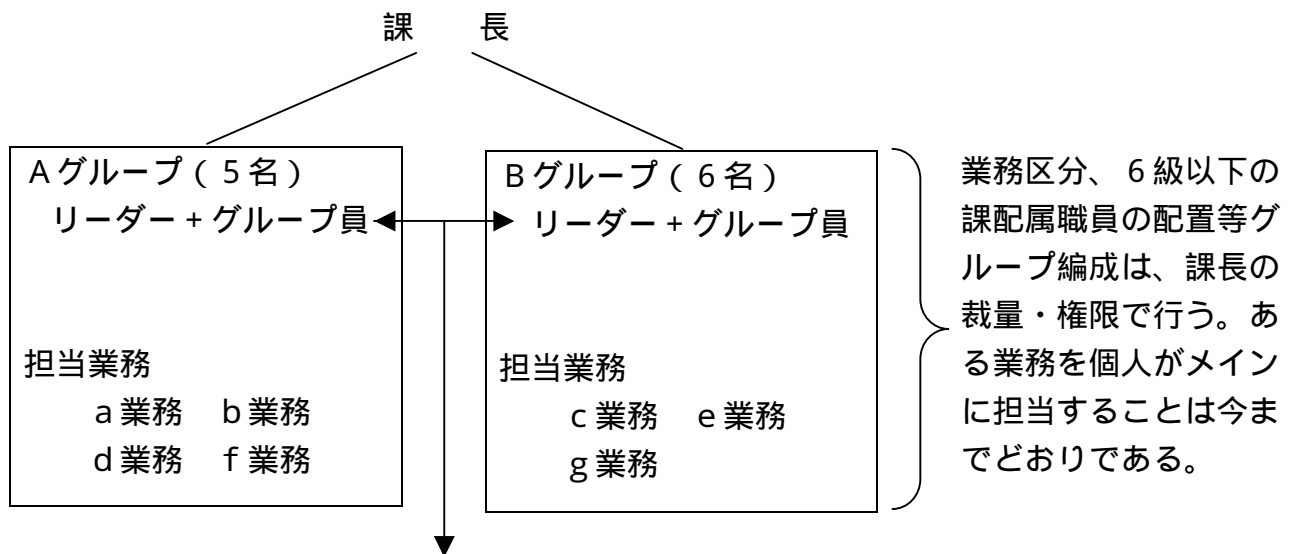
係制では
係員 12名



グループ制では

課員 12名

グループ制では原則 5 名以上のグループ員で構成する。



グループ制では、期間集中的な業務がある場合に課長の裁量・権限で6級以下の職員を異動させることができる。現制度では、課長の裁量・権限で6・5級を異動させることはできない。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	27	2. 担当専門部会	組織機構専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7. 細分類	4	滞納整理する専門組織の設置						
8. 具体的改革項目	1	特別収納対策課の設置						
9. 実施概要	<p>町税・使用料及び手数料・負担金・貸付金等の滞納者の状況を調査把握し、正当な理由が無いにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産等の差押えを強化する。また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由が無いにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事訴訟手続きを実施するため、特別収納対策課を設置する。</p> <p style="margin-left: 40px;">分掌事務 1. 町税等の徴収及び正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者の滞納処分 2. 執行停止，不納欠損処分 3. 納税、納付意識の啓発及び指導等</p> <p>また、正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者を抽出し、特別収納対策課へ引継ぐことを目的とする「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を、平成17年度中に立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討する。</p> <p style="margin-left: 40px;">プロジェクトチーム構成 税務課 保険課 建設課 福祉課 学校教育課 各課の担当係長と係員の2名で合計10名</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月	
						12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間終了後	
14. 指標 （評価の方法）	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	28	2.担当専門部会	組織機構専門部会				
		3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5.中分類	5	組織機構					
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化					
7.細分類	1	定員管理の適正化					
8.具体的改革項目	1	業務量に応じた適正配分					
9.実施概要	<p>類似団体職員定数の状況、総務省定員モデル、並びに任期付採用職員や任期付短時間勤務職員の採用に関する法律の一部改正による採用条件の拡大等の制度を取り入れ、職員定員適正化計画を策定し、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化を図る。</p> <p>なお、各施設の管理運営方法が、指定管理者制度への移行となった場合には、人員の配置、削減等を含めて、職員定員適正化計画に織り込むこととする。</p> <p>また、定員の見直しに当たっては、ボランティア等の民間活力、事務の委託、退職職員の再任用制度などを、可能な限り活用する。</p> <p>具体的には、業務量に応じた適正配分を図るため、現状の業務量を調査検証し、その結果をもとに平成18年3月までに職員定員適正化計画を策定する。</p> <p>【具体的方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課からの意見聴取 ・計画原案の作成 ・調整 ・定員適正化計画の策定 						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、職員定員適正化計画に基づいた、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化の状況より、評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	29	2.担当専門部会	組織機構専門部会					
		3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	1	定員管理の適正化						
8.具体的改革項目	2	収入役事務の兼掌						
9.実施概要	<p>収入役は、現金・物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができることと定めた。</p> <p>また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。</p> <p>このことから、行財政改革に取り組んでいる本町においても、助役がその職を兼掌することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年06月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、出納業務の状況及び兼掌における効果を、評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	30		2. 担当専門部会	組織機構専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7. 細分類	2	女性職員の積極的登用						
8. 具体的改革項目	1	女性職員の管理職登用						
9. 実施概要	<p>男女共同参画の進展により、様々な分野への女性の進出が加速しているが、本町に於いては、女性管理職員（課長）が一人もいないのが現状である。</p> <p>そのため、人材育成基本方針に基づき、男性・女性の区別を設けず、本人の能力や適正等に応じ仕事の割り振りをしていくなど、積極的に改善していく必要がある。</p> <p>よって、平成18年4月以降からの女性管理職登用に向けて、職務経歴や研修実績を適切に管理する経歴管理を導入し、計画的な人事異動管理を図る。</p> <p>なお、実施にあたっては、管理職として必要な多種多様な職務経験を積めるよう、能力向上のための研修等に積極的に参加できるよう配慮するものとする。</p> <p>男女共同参画とは 【男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うこと】</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、女性職員の管理職登用の実施状況により、評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	31		2. 担当専門部会		組織機構専門部会		
			3. 担当部署		総務課		
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5. 中分類	5	組織機構					
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化					
7. 細分類	3	人事管理制度の導入					
8. 具体的改革項目	1	異動希望自己申告制度の導入					
9. 実施概要	<p>人事異動は、様々な経験による能力の開発や活用を通じて、人材の育成と組織の目標を達成する重要な手段であり、地方分権の進展や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、限られた職員の潜在能力を引き出し、職務能力の向上を図って、組織を活性化していくためには、職員の意欲、適性、能力を把握し、適材適所に配置する総合的な取り組みを推進していくことが必要である。</p> <p>その具体的方策としては、採用後10年間は人材育成の観点から、各種職務分野を定期的（2年から3年）にバランスよく経験させ、自己の適性や進路等を見つめさせる機会とし、勤続11年目以降は、職員のチャレンジ精神や意欲の向上を図るため、職員本人から異動希望先の自己申告書を提出させ、それまでの職員の職務能力や適性を把握したうえで全体的な調整を図り、組織全体を活性化する定期異動（3年から5年）を行い、職員配置の適正化を図ることとする。</p> <p>異動希望自己申告制度の導入効果 広い視野、多様な知識の習得が可能となり、バランスの取れた能力開発が図られる。 自己の適性を見出し、職員の意欲を踏まえたより効果的な職場配置が推進できる。 業務への積極的な取り組みが促進される。 職員の潜在的能力を発掘することができる。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H22年03月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、上記の異動希望自己申告制度の導入効果に照らし、対象職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。				15. 財政的效果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	32		2.担当専門部会		組織機構専門部会			
			3.担当部署		総務課			
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	3	人事管理制度の導入						
8.具体的改革項目	2	昇格資格試験制度の導入						
9.実施概要	昇格資格試験制度の導入については、人材育成基本方針の中で、位置付けて実施する。							
	昇格資格試験制度の目的 住民サービスの向上に繋がる 職員のやる気を起こさせる 職員のレベルアップ（意識の高揚）							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、全職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	33	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	16	附属機関の見直し						
7. 細分類	1	附属機関の見直し						
8. 具体的改革項目	1	附属機関の見直し						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、附属機関と住民の行政への参画のあり方について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、委員会、審議会等が42機関あり、委員数は延べ610人。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、総委員数の約60%が「充て職」、女性比率は13.81%、公募0.3%という状況である。</p> <p>附属機関の見直しにあたり、住民の段階的な行政への参加を促進するため、既存の附属機関について、従来のある方にとられることなく、法令等によるものを除き、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、報酬等について検討し、運営の適正化・効率化を図る。</p> <p>また、新たな施策の展開に伴う附属機関等の新設にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、組織の拡大を抑制していく必要がある。</p> <p>よって、委員会、審議会等の附属機関の見直しと、住民参画推進についての検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p> <p>なお、平成17年度に、先進地事例調査、資料収集、各課局のヒアリング等を実施し、平成18年度に設置基準、実施時期等の検討および関係機関との調整を行うこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円	
	検討後の公表内容 1. 既存機関の見直し結果について 2. 設置基準の検討結果について 3. 検討結果を踏まえた実施時期について						A 支出の削減	千円
						内 訳	B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

住民参画促進のための審議会等の基本的取扱に関する要綱について

現在の審議会等の設置数および構成人員

附属機関 構成員		42 機関 610 人		構成比	
内訳	性別	男	525 人	86.20%	
		女	85 人	13.80%	
選任別	議会		67 人	10.60%	
	町職員		96 人	15.50%	
	行政機関		59 人	9.80%	
	公共団体		149 人	24.60%	
	学識経験者		40 人	6.50%	
	公募		2 人	0.30%	
	教育関係		46 人	7.50%	
	専門職		37 人	6.20%	
	その他		114 人	19.00%	
	計		610		

要綱策定にあたっての検討項目

- 1 統廃合の検討 (各課局に対するヒアリングによる設置目的等の調査)
- 2 構成員の数 (原則として 人以内)
- 3 選任基準の検討 (広く各界、各層から)
- 4 (重複就任 を限度)
- 5 (女性の登用目標 %)
- 6 (行政職員就任の制限)
- 7 (就任期間 年に制限)
- 8 公開促進の検討 (会議の原則公開)
- 9 (会議録の原則公表)
- 10 公募基準の検討 (公募とする委員会の範囲)
- 11 (公募委員の割合)
- 12 (公募委員の選考方法)
- 13 (公募委員の要件)
- 14 (応募なしの場合)
- 15 条例・規則の検討
- 16 報酬の検討
- 17 議会との調整
- 18 ボランティアの参画

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分										男	女	備 考
		議会議員	町職員	行政機関 の役職員	公共的団体 の役職員	学 識 経験者	公募	教育関係者	専門職	その他	合計			
総務課	鞍手町行財政改革推進委員会	2(2)	0	2(2)	4(4)	5	2	0	0	0	15	13	2	学識経験者は企業関係者及び女性。
	鞍手町特別職報酬等審議会	0	0	0	6(6)	0	0	0	0	0	6	5	1	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	4	1	
	鞍手町防災会議	0	14(14)	11(11)	2	0	0	0	0	0	27	27	0	行政機関の役職員は国・県・警察・自衛隊・広域消防本部・消防団を含む。公共的団体の役職員は、NTT西日本・九州電力
	鞍手町災害時要援護者対策会議	2(2)	4(4)	3(3)	7(7)	0	0	0	0	0	16	14	2	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	鞍手町水防協議会	3(3)	6(6)	2	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	鞍手町防犯灯設置協議会	3(3)	1(1)	0	4(4)	1	0	8	1	0	18	18	0	町職員は教育長。
鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	1	2	2	11(11)	0	0	2	0	4	22	20	2	町職員は助役・教育長。	
企画財政課	鞍手町総合計画審議会	5(5)	5(5)	2	5(5)	3(3)	0	0	0	0	20	18	2	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
まちづくり対策課	鞍手町都市計画審議会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1	
	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1(1)	5(5)	3	2(2)	2	0	0	0	0	13	13	0	
税務課	鞍手町固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	
住民課	鞍手町環境審議会	4(4)	5(5)	2(2)	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	0	3	0	0	0	0	0	0	19	22	22	0	
保険課	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	1(1)	0	0	9(9)	0	0	0	3(3)	0	13	11	2	
	鞍手町地域ケア会議	0	5(5)	0	3	0	0	0	2	0	10	6	4	
	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	0	3(3)	1(1)	2(2)	0	0	0	4(4)	0	10	10	0	現在、委員の選任はない。
	鞍手町国民健康保険運営協議会	3(3)	0	0	1(1)	0	0	0	3(3)	2(2)	9	8	1	
福祉課	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1(1)	0	0	5(5)	0	0	4	0	6	16	8	8	
	鞍手町児童問題連絡会	0	5	0	4	0	0	8	3	0	20	9	11	町職員に町保育所保育士を含む。
	民生委員推薦会	2(2)	2(2)	2	4	2	0	0	2	0	14	11	3	行政機関の役職員は、教育委員・社会教育委員。
健康増進課	鞍手町健康づくり推進協議会	1(1)	4(4)	3(1)	7(7)	0	0	0	3	0	18	11	7	行政機関の役職員は、県職員・町教育委員。町職員は町立病院総看護師長を含む。
	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	0	4(4)	3	0	0	0	0	7	0	14	3	11	
	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	0	1(1)	0	1	0	0	0	4	0	6	6	0	町職員は町長。
産業課	鞍手町農政推進会議	4(4)	0	17(17)	30(30)	0	0	0	0	0	51	50	1	
	鞍手町工場等設置奨励審議会	4(4)	2(2)	2(2)	2(2)	0	0	0	0	0	10	10	0	
	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	4(4)	4(4)	0	8(8)	0	0	0	0	4(4)	20	18	2	
	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2(2)	0	2(2)	0	0	0	0	0	19	23	23	0	その他は関係地区及び鉱害被害者組合推薦。
	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	その他は関係地区推薦。
	水田農業経営確立対策集落推進委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	全ての委員は営農組合長
下水道課	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1	
建設課	鞍手町営住宅審議会	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	1	0	0	0	0	10	10	0	
人権推進課	鞍手町隣保館運営審議会	2(2)	1(1)	0	1	2(2)	0	0	0	2	8	6	2	町職員は教育長。
	同和問題啓発推進委員会	0	6(6)	0	1(1)	0	0	1	0	2	10	9	1	教育関係者は児童生徒支援加配教員
水道課	鞍手町水道水質改善検討委員会	3(3)	1(1)	0	4(4)	2	0	0	0	0	10	10	0	町職員は助役。
農業委員会	鞍手町小作料協議会	0	0	0	0	3	0	0	0	10	13	10	3	
学校教育課	鞍手町奨学生選考評議会	2(2)	0	0	0	2(2)	0	2(2)	0	0	6	5	1	教育関係者は中学校長
	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1(1)	0	0	0	0	0	18	0	0	19	15	4	教育関係者は各学校長・中学校給食主任及び各PTA会長
社会教育課	鞍手町中央公民館運営審議会	1(1)	0	0	7(7)	0	0	1	0	1	10	7	3	
	鞍手町文化財保存協議会	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	1	
	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	0	0	0	0	0	0	1	4	0	5	4	1	
	鞍手町青少年問題協議会	3(3)	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	9	7	2	
町立病院	鞍手町立病院事業運営協議会	2(2)	0	0	7(6)	0	0	0	0	7	16	13	3	
合 計		67	96	59	149	40	2	46	37	114	610	525	85	
()はあて職数		(66)	(86)	(43)	(133)	(16)	(0)	(3)	(10)	(6)	(363)			

鞍手町各種審議会・委員会開催（平成17年度推定）

所管課・局名	審議会・委員会等名	委員数	内 報酬 対象 人員	開催 回数	出席 延人員	内 報酬 対象 延人員	費用弁償 支払総額	報酬 支払総額	計
総務課	鞍手町行財政改革推進委員会	15	15	0	0	0	0	0	0
	鞍手町特別職報酬等審議会	6	6	0	0	0	0	0	0
	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	5	5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
	鞍手町防災会議	27	10	0	0	0	0	0	0
	鞍手町災害時要援護者対策会議	16	10	0	0	0	0	0	0
	鞍手町水防協議会	15	8	1	15	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町防犯灯設置協議会	18	9	0	0	0	0	0	0
	鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	22	16	4	88	64	128,000	300,800	428,800
企画財政課	鞍手町総合計画審議会	20	13	0	0	0	0	0	0
まちづくり対策課	鞍手町都市計画審議会	12	8	1	12	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	13	5	0	0	0	0	0	0
税務課	鞍手町固定資産評価審査委員会	3	3	3	9	9	18,000	42,300	60,300
	鞍手町固定資産評価審査委員会（補助員）		5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
住民課	鞍手町環境審議会	15	8	2	30	16	32,000	75,200	107,200
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	22	19	3	66	57	114,000	267,900	381,900
保険課	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	13	13	1	13	10	20,000	47,000	67,000
	鞍手町地域ケア会議	10	5	2	20	10	20,000	47,000	67,000
	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	10	6	0	0	0	0	0	0
	鞍手町国民健康保険運営協議会	9	9	3	27	27	54,000	126,900	180,900
福祉課	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	16	13	5	80	65	130,000	305,500	435,500
	鞍手町児童問題連絡会	20	0	12	0	0	0	0	0
	民生委員推薦会	14	11	1	14	11	22,000	51,700	73,700
健康増進課	鞍手町健康づくり推進協議会	18	18	1	18	18	36,000	84,600	120,600
	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	14	12	1	14	12	24,000	56,400	80,400
	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	6	5	0	0	0	0	0	0
産業課	鞍手町農政推進会議	51	51	1	51	43	86,000	202,100	288,100
	鞍手町工場等設置奨励審議会	10	8	1	10	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	20	16	7	140	112	224,000	526,400	750,400
	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	23	23	0	0	0	0	0	0
	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	18	12	4	72	48	96,000	225,600	321,600
	水田農業経営確立対策集落推進委員会	18	18	0	0	0	0	0	0
下水道課	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	12	8	4	48	32	64,000	150,400	214,400
建設課	鞍手町営住宅審議会	10	2	1	10	2	4,000	9,400	13,400
人権推進課	鞍手町隣保館運営審議会	8	4	2	16	8	16,000	37,600	53,600
	同和問題啓発推進委員会	10	0	4	0	0	0	0	0
水道課	鞍手町水道水質改善検討委員会	10	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	鞍手町小作料協議会	13	12	2	26	26	52,000	122,200	174,200
学校教育課	鞍手町奨学生選考評議会	6	6	1	6	6	12,000	28,200	40,200
	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	19	5	1	19	5	10,000	23,500	33,500
社会教育課	鞍手町中央公民館運営審議会	10	7	3	30	21	42,000	98,700	140,700
	鞍手町文化財保存協議委員	3	3	0	0	0	0	0	0
	鞍手町青少年問題協議会	9	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	5	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
町立病院	鞍手町立病院事業運営協議会	16	16	2	32	28	56,000	131,600	187,600
計		610	433	81	906	694	1,388,000	3,261,800	4,649,800

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	34		2.担当専門部会		組織機構専門部会		
			3.担当部署		総務課		
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5.中分類	6	職員					
6.小分類（基本目標）	17	人材育成の推進					
7.細分類	1	人材育成基本方針の策定					
8.具体的改革項目	1	人材育成基本方針の策定					
9.実施概要	<p>人的資源、すなわち、高い能力と意欲を持ち、人間的にも優れた職員をいかに育成していくかということが、これからの地方公共団体の行政水準、提供するサービスの質の程度を大きく左右するものである。</p> <p>こうしたことから、地方公共団体全体の力量を高め、町民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開していく上で、「優れた人材を育成する」ための長期的視点を踏まえた人材育成方針を確立し、総合的な施策を計画的に展開していくことが極めて重要となっている。</p> <p>そこで、平成17年度中に人材育成基本方針を策定し、これに基づき、平成18年度以降の人材育成を推進する。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年11月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、基本方針に基づく各種取り組みの実施状況により評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

人材育成基本方針の体系

第1章 人材育成システム

研修に関する取り組み
職場づくりに関する取り組み
採用、配置、昇任に関する取り組み（男女共同参画を踏まえたもの）

第2章 人材開発

職員研修（接遇、さわやか運動）
自己啓発
外部派遣研修

第3章 人材育成・能力開発の体制

人材育成推進委員会の設置（組織・機構専門部会を充てる。）
人材育成基本計画（5カ年計画）の策定
職員の責務
管理・監督者の責務
トップの責務

第4章 人材育成基本計画

人事評価制度
評価者研修
昇任資格試験制度
研修規定
派遣・交流研修
自己啓発支援
メンタルヘルス研修等

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	35	2.担当専門部会	組織機構専門部会					
		3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	6	職員						
6.小分類（基本目標）	18	人事交流等の推進						
7.細分類	1	広域的な人事交流・派遣						
8.具体的改革項目	1	広域的な人事交流・派遣の検討						
9.実施概要	<p>人事交流・派遣は、職員の資質の向上と人材育成に繋がることから、人材育成基本計画の中で、人事交流・派遣研修を位置付け、先進地の公共団体や民間企業との人事交流・派遣を積極的に行っていく。</p> <p>なお、平成18年度中は人事交流・派遣の受け入れ先を探して、人事交流・派遣のネットワークを構築する。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1.人事交流・派遣の受け入れ先について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	36		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課・社会教育課・住民課・福祉課・建設課・学校教育課・産業課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	7	管理					
6.小分類（基本目標）	19	施設の改善					
7.細分類	1	施設の改修					
8.具体的改革項目	1	施設改修計画の策定					
9.実施概要	<p>老朽化等に伴う、年次施設改修計画書を平成18年度中に作成し、これに基づき、平成19年度以降施設の改善に取り組む。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 （評価の方法）	改修計画に基づく、平成21年度までの改修実績により評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	37		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課・社会教育課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	7	管理					
6.小分類（基本目標）	20	施設管理の改善					
7.細分類	1	施設管理の改善					
8.具体的改革項目	1	利用申請等の改善					
9.実施概要	町民の利用施設である、総合福祉センター・文化体育総合施設については、指定管理者制度を導入することにより、土曜・祝祭日・時間外の利用申請等ができるよう改善する。						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月
						12.到達年月	H18年09月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	検討期間終了後、検討結果として次の事項を公表する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
	検討後の公表内容 1. 指定管理者制度導入後の利用申請等の改善結果について				内	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
				内	C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	38		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	健康増進課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	1	指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目	1	総合福祉センター						
9.実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約21,300千円であるのに対し、管理費として約53,536千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月	
						12.到達年月	H18年03月	
						13.公表時期	平成17年度終了後	
14.指標 （評価の方法）	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15.財政的效果 （再掲） A+B-C	2,676 千円	
	検討後の公表内容						内 訳	A 支出の削減
	1. 指定管理者制度の導入の是非					B 収入の増額		0 千円
	2. 導入を是とする場合は、その効果について					C 支出の増額		50,860 千円
3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について								

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	39		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		社会教育課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	2	文化体育総合施設					
9.実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約6,000千円であるのに対し、管理料として約21,000千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月
						12.到達年月	H18年03月
						13.公表時期	平成17年度終了後
14.指標 （評価の方法）	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15.財政的效果 （再掲） A+B-C		1,050 千円
	検討後の公表内容				内		
	1.指定管理者制度の導入の是非				A 支出の削減		21,000 千円
	2.導入を是とする場合は、その効果について				B 収入の増額		0 千円
3.導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について				C 支出の増額		19,950 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	40		2.担当専門部会	施設専門部会			
			3.担当部署	社会教育課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	3	大谷自然公園					
9.実施概要	<p>本公園は、管理棟1棟・研修棟1棟・バンガロ - 8棟の外、草スキ - ・遊具・薬草園を有する施設として、平成15年度～平成17年度の3ヶ年計画で事業を実施している。</p> <p>平成18年度より供用開始となる予定であることから、平成17年度中に、管理条例の制定及び施設利用料金の設定を行う。</p> <p>しかし、現時点では具体的な管理・運営方法（事業計画・利用料金等）が定まっていないため、平成18年度の供用開始時点においては、直営で管理・運営し、1年間の管理・運営実績を基に検討し、平成19年度より指定管理者制度を導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H19年03月
						13.公表時期	平成18年度終了後
14.指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15.財政的效果 （再掲） A+B-C		0 千円
	検討後の公表内容				内 訳	A 支出の削減	千円
	1. 指定管理者制度の導入の是非					B 収入の増額	千円
	2. 導入を是とする場合は、その効果について					C 支出の増額	千円
3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	41		2.担当専門部会	施設専門部会			
			3.担当部署	住民課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	4	鞍手町葬斎場					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月
						12.到達年月	H18年03月
						13.公表時期	平成17年度終了後
14.指標 (評価の方法)	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15.財政的效果 (再掲) A+B-C		794 千円
	検討後の公表内容				内		
	1. 指定管理者制度の導入の是非				A 支出の削減		15,870 千円
	2. 導入を是とする場合は、その効果について				B 収入の増額		0 千円
3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について				C 支出の増額		15,076 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	42		2. 担当専門部会		施設専門部会			
			3. 担当部署		住民課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入						
8. 具体的改革項目	5	鞍手町衛生センター						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町衛生センターについては、全面の管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月	
						12. 到達年月	H18年03月	
						13. 公表時期	平成17年度終了後	
14. 指標 (評価の方法)	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		3,428 千円
	検討後の公表内容					内 訳	A 支出の削減	68,547 千円
	1. 指定管理者制度の導入の是非						B 収入の増額	0 千円
	2. 導入を是とする場合は、その効果について						C 支出の増額	65,119 千円
3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について								

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	43		2. 担当専門部会		施設専門部会		
			3. 担当部署		福祉課		
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7. 細分類	2	民間活用					
8. 具体的改革項目	1	剣第二、西川第二保育所の民営化の検討					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後の課題」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設であり、平成17年10月現在の、剣第一、剣第二、西川第一、西川第二、古月保育所の5園の在籍児童数は、344人である。</p> <p>学校を除く他の施設と同様に、保育所についても指定管理者制度の導入が可能なことから、「直営」「指定管理者制度」「民営化」などの方式を選択する必要がある、今後の少子化を考慮したときに、剣第一、西川第一、古月保育所の3園の認可定数で十分対応できることから、3園を直営し、剣第二、西川第二の2園は廃園という形が望ましいと考えられる。</p> <p>しかし、2園を廃園とした場合、在籍児童、保護者の利便性の低下が考えられることから、2園を民営化して存続させる方向で検討を行うこととする。</p> <p>また、学校施設の学校用務員委託の廃止を検討することとしているため、現在の古月保育所の管理人についても、併せて廃止を検討することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	-26,605 千円	
	検討後の公表内容 1. 2保育所の民営化の是非 2. 民営化を是とする場合は、その効果について 3. 民営化を非とする場合は、その後の管理運営方法について					A 支出の削減	58,300 千円
					内	B 収入の増額	-84,105 千円
				訳	C 支出の増額	800 千円	

保育所 17年10月現在

	既認可 定員数	17年度 児童定 員	17年10 月児童 数	職 員									合計 職員数	合計臨 時等数
				所 長	主 任	保育士	保育士 (臨 時)	保育士 (パ - ト)	調理師	調理員	調理員 (パ - ト)			
剣第一保育所	110	90	81	1	1	4	3	3	1(職員)	1	1	7	8	
剣第二保育所	100	60	65	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11	
西川第一保育所	90	60	51	1	1	3	2	3	1(職員)	1	1	6	7	
西川第二保育所	90	60	69	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11	
古月保育所	150	90	78	1	1	4	2	4	1(職員)	1	1	7	8	
計	540	360	344	5	5	17	15	18	5	5	5	30	45	

内、受託
17

10月1日 現在 児童数

年 齢	0	1	2	3	4	5	6	計
剣第一保育所	1	6	15	14	18	22	5	81
剣第二保育所	1	8	7	13	15	16	5	65
西川第一保育所	2	4	8	9	15	6	7	51
西川第二保育所	1	8	10	12	16	15	7	69
古月保育所	3	3	13	11	21	17	10	78
計	8	29	53	59	85	76	34	344

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	44		2. 担当専門部会	施設専門部会			
			3. 担当部署	学校教育課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7. 細分類	2	民間活用					
8. 具体的改革項目	2	学校給食の民間委託					
9. 実施概要	<p>第 3 次改革の検証において、学校給食共同調理場の施設改善については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第 4 次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>学校給食共同調理場は昭和43年度に建設され、翌年度から小・中学校の完全給食を開始した。</p> <p>現在は正職調理員4名と町雇用のパート調理員7名で調理し、嘱託運転手2名が配送を行っている。また、給食費としての収入は約70,000千円で、管理費は約94,800千円となっている。</p> <p>民間活用の方式としては、「指定管理者制度」「現行施設を使用した民間委託」「業者施設を使用した民間委託」があり、この中で経費削減効果が最も大きいものは「業者施設を使用した民間委託」と考えられる。</p> <p>民間委託を実施するためには、PTA保護者等の関係者の理解を得る必要があり、また、サービスや品質の確保を前提とした、詳細な経費比較を行う必要がある。</p> <p>よって、平成18年度中に検討を行い、平成19年度から「業者施設を使用した民間委託」を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月
						12. 到達年月	H18年12月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
	検討後の公表内容				内 訳	A 支出の削減	千円
	1. 「業者施設を使用した民間委託」の導入の是非					B 収入の増額	千円
2. 導入を是とする場合は、その効果について				C 支出の増額		千円	
3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	45		2.担当専門部会	施設専門部会					
			3.担当部署	学校教育課・社会教育課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5.中分類	8	運営							
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7.細分類	3	直営（業務委託の見直し）							
8.具体的改革項目	1	学校用務員委託の廃止							
9.実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っている。 経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で、年間20,000千円を支出しているが、警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約6,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれる。 警備保障会社に委託した場合、用務員が行っている施設の管理（体育館の貸出及び料金収納等）については、文化体育総合施設で集中管理することとする。 よって、平成17年度中に教育委員会で検討し、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月		
						12.到達年月	H18年03月		
						13.公表時期	平成17年度終了後		
14.指標 （評価の方法）	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 学校用務員委託の廃止の是非</p> <p>2. 廃止を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 廃止を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		14,000	千円
						内 訳	A 支出の削減	20,000	千円
							B 収入の増額	0	千円
							C 支出の増額	6,000	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	46		2. 担当専門部会	施設専門部会			
			3. 担当部署	学校教育課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し					
7. 細分類	1	施設の統合					
8. 具体的改革項目	1	室木小学校と西川小学校の統合についての検討					
9. 実施概要	<p>この項目は、第 3 次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第 4 次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在の小学校6校の内、児童数が100人以下の小規模校は、室木小学校と西川小学校の2校であり、平成17年5月1日現在における、0歳児～就学前の児童による学校別児童数を推計すると、室木小学校では平成20年度に2、3年生が複式学級の対象となり、しばらく続いていくものと考えられる。</p> <p>複式学級としての教育効果や、小規模校としての運営を考慮したときに、統合についての検討が必要な時期にきていると判断される。よって、平成19年度に地域住民・PTA等の構成による検討委員会を設置し、統合の是非などについての検討を行うこととする。</p> <p>複式学級の学級編制基準 2個学年による複式学級 16人以下 1年生を含む複式学級 8人以下</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月
						12. 到達年月	H20年03月
						13. 公表時期	平成19年度終了後
14. 指標 （評価の方法）	平成19年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1. 統合の是非について 2. 統合を是とする場合は、実施時期等について 3. 統合を非とする場合は、複式学級での運営方法等について				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	47		2.担当専門部会	施設専門部会			
			3.担当部署	学校教育課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し					
7.細分類	2	施設の存続・統合・廃止					
8.具体的改革項目	1	鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手分校は現在97名が在籍しており、地区別にすると直鞍地区46人で全体の47%、その内、鞍手町からは26人で全体の27%となっている。その他は、中間市、遠賀郡、北九州市から生徒が通学している。</p> <p>職員構成は県教職員15名、町雇用の非常勤講師5名、嘱託養護教諭1名、学校事務補佐職員2名で、鞍手町立であるため、施設全般の維持管理費約30,000千円は町負担となっている。また、現在の授業料収入は約3,600千円である。</p> <p>現在、県による公立高校の再編が行われていることから、今後の鞍手分校をどのように取り扱っていくか、検討を開始する必要がある。</p> <p>よって、PTA等の構成による検討委員会を平成18年度に設置し、施設の存続、統合、廃校などの検討を行い、併せて県教育委員会等の関係機関との調整も行うこととする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H19年03月
						13.公表時期	平成18年度終了後
14.指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1.鞍手分校の今後の取り扱いについて				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

鞍手分校の市町村別通学生徒数の推移

単位：人

	鞍手町	鞍手町を除く直鞍地区	中間・遠賀地区	北九州地区	全体
平成12年	16	30	66	31	143
平成17年	26	20	37	14	97

鞍手分校学年別・学科別町内通学生徒一覧表

2005/5/1現在

	普通科	生活情報科	計
1学年	1	6	7
2学年	3	8	11
3学年	4	4	8
4学年	0	0	0
合計	8	18	26